

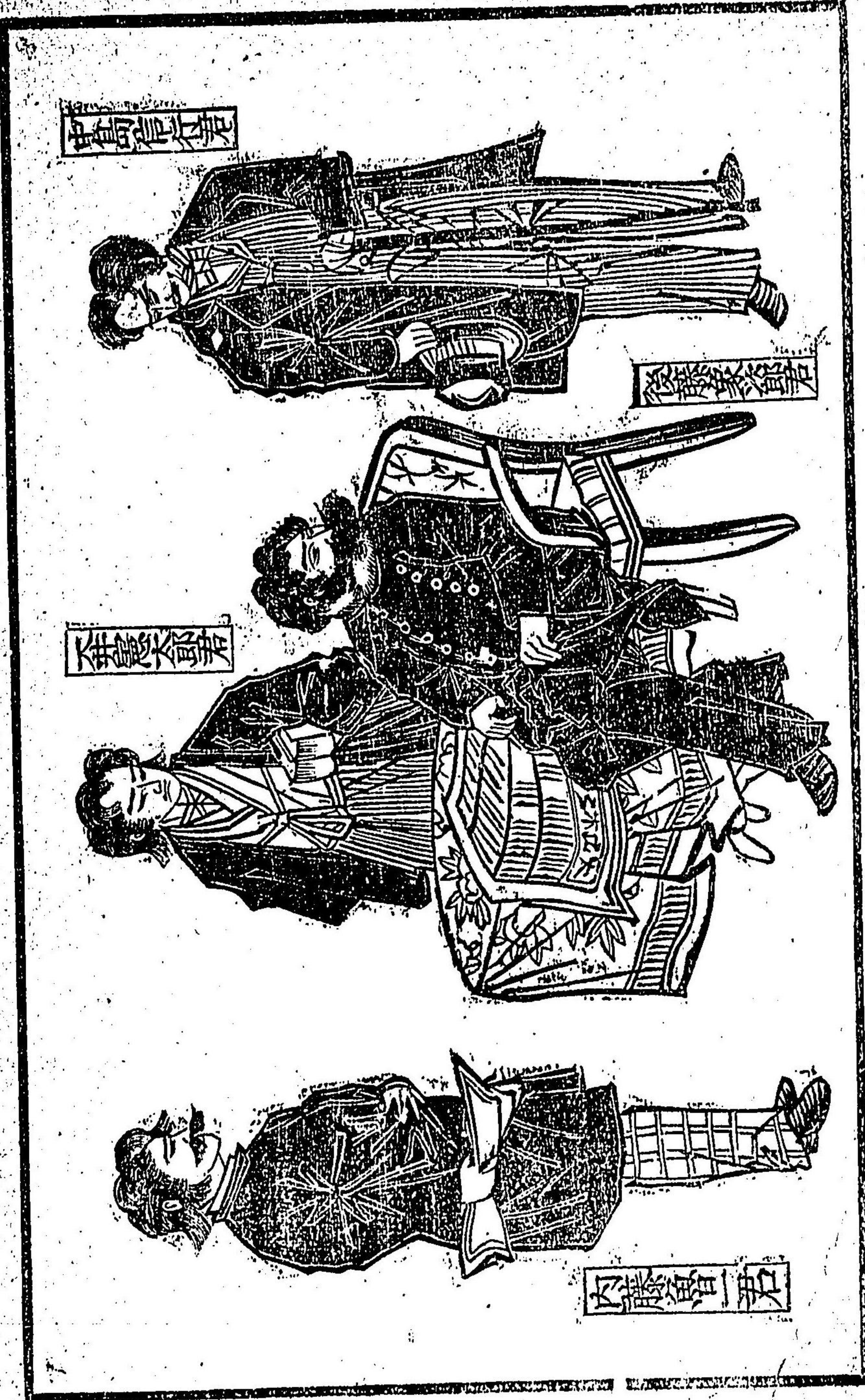
No 14723

1808

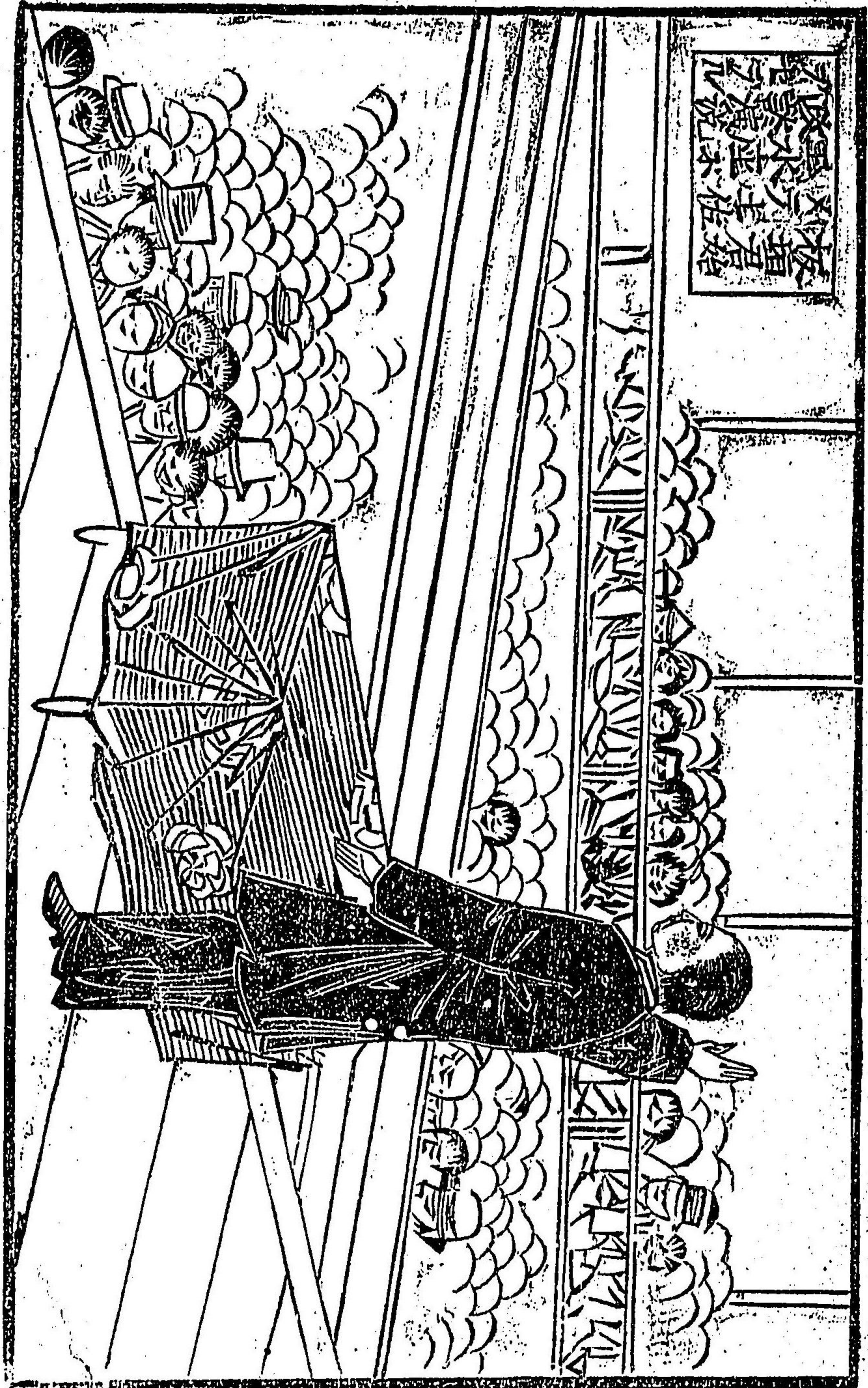
なかなくは何種との浮草の其根なし事さへも世に刊行する草双紙も多か  
 中に近時金松堂より發見たる板垣君近世紀聞け君が自由の精神ならぬ  
 有り今日迄の経歴を書綴りたる實事譚なれば苟くも政事思想の民權  
 を擴張んとするの志士は必ず讀べきの良冊子なり君の事は往々發見出版の數  
 多けれど未だ婦女子に讀易かるの書すくなければ是の近世紀聞は繪入傍訓を  
 施し一讀人をして了解やすからしむは最も編者のはたらきなるべく殊に改進  
 にて望家の聞ある東洋太郎大人の校閱なれば寔に至れる盡せりと云べし將  
 に此書の發兌に際し金松堂の主個が需むるまゝ、硯の水の浪のうねく、發賣高  
 のおひしげる事を祝して厚に代め

庚午水無月中旬 在東京 南海の一閑生 勝文士誌





板垣退助



板垣君近世紀聞

東洋太朗 中島市平編輯

特10  
476

自由は天賦の賜ものなり自主は天賦の精神なり凡そ生とし生る人誰か自主自由を貴としど  
 せざる者あらんよしありとせば該人や天の賜ものを取らば我精神のある處を知らざたゞ此  
 世に出しのみに傳まり木偶の坊も同じき無神經なるべし今我日本三才の童子といへども  
 自由を説自主獨立の氣象を帯び行どころとして屏權の伸暢を計らざるはなし盛んなり賀す  
 べしといふべし此氣運に至りしは維新以降 聖天子の德澤により日一日に文明にすゝみ開  
 化の域におよびし乃ち天賦の賜ものなれと慶應の初年までは東風に甘んじ壓制の治政を  
 習慣としたる日本人民にして未だ十五年の星霜に滿たざる明治政府の下に漸のそく自由政  
 位の説熾んに起きたるまた以てこれを獎勵するの泰斗あるが故なり其人や誰を前參議正四  
 位板垣退助君その人なり或人同君を論じたる一篇あり今左に掲ぐ「高木衆に秀づる者は其  
 風にあくるや必らず高位衆に絶るものは其毀譽隨がつて多からんばあらざるなり其譽多  
 きの人亦毀なくんばあらざるなり蓋しその一方に向つて博する所以の者はすなはち他の  
 や多少の毀りなき者はあらざるなり蓋しその一方に向つて博する所以の者はすなはち他の  
 一方に向つて毀を來す所以のものなればなり況や才ある者必しも品行方正なら品行方  
 正なる者は必らず又才あるにあらざ文のある者あるひは膽なきに苦しみ毅ある者或ひは力  
 なきになやむ今日廟堂の上に立て金印を帯び象笏をはさみ天下の大勢を左右する者一にし  
 て是きそもく亦草莽の間に處して衆民の總代となり万人の先導となる者少なからざるに

八 非を然れども己に譽れを求むる者多くは薄行輕佻の毀あるを免かれ練熟にほまれぬ  
る者或ひは文と義とに缺るあるの毀なきを免かれを見るべし藝に維新功臣の譽れを博し三  
才の稚童も其譽を稱したる者前には江藤前原段を圖賊に遣し後には西郷桐野以下の毀を江  
藤前原に同じふするあり大久保忠海の非命に死する又島田等の毀る者あればなり今廟堂に  
立つ者には黒田氏の開拓使辨ひ下げに於るがごとき毀りなしと云ふ能はざる者のごとく其他  
烟花場裡の毀り道徳上の毀り多しこれなき者蓋し稀なり或ひは之をあらん予未だこれを知ら  
ざるなり獨始終譽を落さずして又毀りの人耳に上らざる者は今日君と勝君あるのみ而して  
勝君のごときは皎秀潔行を事とし超然高蹈を意とし復た譽を今日に博せし昔日の譽を守  
りてこれを能く墮さざるのみ嗚呼往々の己に江藤前原のごとき存する者また毀りなき少  
いし能く此間に處して堅止譽れを得る者獨り板垣退助君其人歟初め弱府七百有餘年藝因の勢  
を挽め額を鶯沙に傷け肌を利刀に觸れ死生の橋に當つて尙且つ辭せざる終に古來未曾有の大  
功を濟し以て今日の盛世を隆す其譽れや以て百世に傳ふべきなり創業の譽れ己に是のごと  
し其 聖主天下を一統し大鼎鑪に安んずるに及んでや乃はち參議の重任を帯び天下の大勢  
を左右し譽れを木戸大久保西郷等の諸氏に均しふし守成の譽れ併せてこれを博す其 一旦征  
韓の論廟堂を動かし議合をせし決然位を辭するや人をして徐庶蜀を去る安石出でざるの思  
ひのらしむ是より板垣退助の四字は愈々天下の間に重んぜられ世人の君を視る漸く參議諸  
君に異なるに到れり已にして大城の會再び顯要の職に上り又譽れを傷るなく再び退  
くやまた毀りあるにあらざり以上の數の者皆以て君の譽れとなすに足れり然りと雖も以上  
の者のごとき君に於ては抑々小事なり彼の日本開關以來いまだ曾てこれを夢にだる視ざる民

撰議院論を提出し副島後藤の兩氏とこれを大政府に建議して一世の耳目を聳動し愈々人を  
して板垣退助の衆參議に異なるあるを感せしめたり爾來繼で民撰議院を稱道する者朝に野  
に墮を接するに到る然り而して多くは或ひは利の爲に其説を變し或ひは半にして其志し  
を挫くに到る君と同じく建議を呈したる副島後藤兩氏の如きも一は商業に心と委し一は身  
を閑地に容れ所爾る始めありて終りなきもの也(副島君今再び民權家流に入ると雖も中  
でる一旦説を挫く者とせざるを得ず)君獨り志しを持する益々固く今日に到る迄百計千  
慮或ひは社を結んで演説に従事し或ひは大坂に政黨を團結し其爲所一として譽れを博する  
に足ざるなし今年のごときや君自ら諸國を遊説し山の峻嶮川の急激甘んじて之を跋渉し旅  
亭の孤枕に秋夜の漫々たるを嘆じ異郷の斷林の悲風の颯々たるを感じ國の爲に身の辛苦を  
辭せし 天皇陛下の聖詔あらせ賜ふも至仁至慈の浩徳に出ると雖も抑も君等が拮据民心  
を提斯せしもの與かつて力ある多しと云ふべきなり今君の地位を以て一頓腰を折れば位參  
議に昇り祿五百圓を食むの易々たるのみ若し然るを得ば高軒肥馬を馳て赴々たる武夫前後  
を護衛し方丈の食前に列し窈窕の女後を擁し春は新橋解語の花に酔ひ秋は墨江の畫舫に  
西施を戲せ朝歌晚舞其欲するところに従はざるなし見るべし今高位に在る者の樂んで憂ひ  
なきを之を是れ願みざる獎履のごとく却つて辛苦を甘んじて怨み嗚呼君もまた方今の入傑  
なるかな然りと雖も凡そ一世の望みを繋ぎ千歳の名を遺すの其實なふして一時の虚聲に  
依るべからず君にして果して其實あらば賊に譽れを一代に専らにするに足る若し一時の虚  
九 聲に出るときあらば務めて人心を籠絡するあらんとするも輕佻浮薄の青年輩は之に付和す  
るも苟くも爲すあるの士は退ひてこれを笑はんのみ爲すあるの士退ひて與せざんば假令ひ

青年輩の君を仰ぐ泰山北斗のときも終にむつて大功をなす能はざるなり其や万一にしてその功あるもこの際より得しの際れは眞の譽れに非ざるなり此譽れをもつて眞の譽れとなし自ら此譽れに甘んじて足れりと爲さば君も又人傑と云を得ざるなり君の譽れも久しく保つ能はざるなり只これ君の果してその實あるや抑も又虚聲たるかは我之を知らざと雖も暫く其現狀に就て品評を下さば未だ必しも一二の其間に隙を挾むなき能はざるなり蓋し一代の譽れを専らにし天下の耳目を聳動するものは必も其素あらざんばあらん孫吳の名將の譽れを後世に博せしは其素ある遺書に就て知るべきなり君が維新の功其進果して如何の事ありしか我却て西郷頼本大鳥諸子に於て之を聞き君に於て其如何を聞きし也歐洲諸大家の民権論を主張するや必も皆大著述の眞理を喚發するもの有て天下を刮目之を講讀し嗚呼某氏は眞に自由の眞理を知る者なり民権の公道たるを知る者なりと之を慕ひこれを仰ひて依頼するに至らざるなし今君の自由を主張し民権を唱ふるは天下 悉く之を知る若し夫君が自由は若斯して天理に合し國會は苦斯して天下治むべしと云ふに至つては世の耳目を聳動するの大著述なきを以て之を知る者稀なり苟くも其是なき間は君が今日の大名は果して實なるか抑も虚なるかを知るべからざるなり人は或いは曰ん其著也國會開けて後隱に之あるべき也今にして君に望むは君の心を知らざるの言のみと豈夫れ然らんや君にして果して名謀奇策の國會に施すあつてこれを天下に唱道せば一は人心君に依頼し一は政府君に厚望し國會を開くの聖詔十月十二日の前にある未だ必しも知るべからざる也何となれば我聖天子は常に天下の治平を望ませ賜ひ我大政府は能く聖天子の意を奉れば苟くも以て治平の路あれば必もや等閑に付し去らざればなり是に由て觀れば此君が維新の軍功

は時勢の機に投せし者にして以て顯職に在て譽を天下に博せしも皆僥倖の結果なるべく今日自由家の木鐸と仰がるも恐らくは亦一時の虚聲を得たる者にあらざるかと君に向つて攻撃を試むる者あるも我輩は君の爲に此うたがひを解く辭なきに苦しむなり嗚呼高木衆に秀づる者は其風を受るや多し高位衆に挺づるものは其毀譽したがつて多し君今日の譽れを得るに當つてや能く毀りを防ぐの道を講せざれば其譽れも虚聲の疑がひを免れざるべし而して其毀りを防ぐの道や他なしその實を滿天地にしめすにありのみ我輩その時を待ちて君のために大聲疾呼或人の疑かひを解んのみ板垣君が我國を憂ひ冠りをかけて朝を退ぞかれし以來屢々東京に出で東洋の自由を喚起されしはみな世人の識る處にして昨年（明治十四年）大坂より再び出京され各地方の有志が招きに應じ懇親會或は政談の演説に自由を説き政進を冀圖せらる、は云までなければ去るころ甲州の有志等が招待したりし席上にて演説せられしこそ同君が卓説を知るに瞭然たれば今寫し出して本巻に掲ぐ「諸君よ我自由黨い未だ純全の政黨たらざれば余が茲に諸君の請に應じ聊か意見を演述するは親睦の會話にして黨中の政談にあらざ是實に將來政黨の團結につき大いに期する處あるが爲なり夫大丈夫の世に處し業をなすや其難きを期してこれを勤むる時は則ちその成るや難し故におよそ業をなすや先その難きを知り以てこれを成さん事を期せざるべからん今や我黨協心努力もつて自由の苗を植自由の實を穫んとするに當つては先その開拓すべきの原野を展望し其開拓に障礙をなすべきを觀察しその業の難きを知り而して後未耜を以て事業に従べし仍て先余はその障礙を茲に述べてその業の難きを知らさん我邦奮來封建の制によれり其國を建るや群雄の武力によつて民を服し以てこれを統御したる者で衆民の共同によつて國をなし以て

これを治轄するものにはあらざれば民は國事に參らざれば奴隸のごとくなるやる國家と秦越の  
二思ひをいだき毫も共同の念なく武士は僅かに國民の格を有るたゞ君命に従がふを以て本文  
となし其他の事は知らぬ振なれば私己の自由あるハ知ッても公衆の自由あることを知れ一國  
の交はり結びは君臣の綱維によつてこれを繫持に過ぎ故に一朝君臣の綱維を解に迷んでは  
人心の潰散收まらざれば其自由なる者は動もすればあやまつて放縱自恣に陥り私己の自由を屈  
して公衆の自由を伸るを知らざれば是其障礙の第一なり封建の政事は專政をもつて民を治め人  
の自由の權なきを以て有爲の者は人を治めんとするの心を長じ其自から治むべきを知らず  
己れ治者たるにあらざれば以てその力を施すにどころなしとなし其地位を争ふてこれを  
干め公衆の爲に讓るべきを知らざれば若し人その讓るべきを知らざれば自から爲さんと欲する  
の心ある時ハまた從がつて猜忌の心を生じ人の功をそこない名を毀つくるにいたる此氣風  
たる或ひは公途に行なはれ或ひは私途に行なはれたりはその障礙の第二なり有爲の者は自  
ら專政を施し己れ人を治めんと欲し之をして自治に任せしめざるべきは其力なくして人に  
治めらるゝ者は專制に服従するを以て自ら分とし依頼の氣を養ふに獨立の志しを鎖し克く  
自由自衛するなく人によつて以て事をなさんと欲しその人に黨して其道に與するを知らざ  
我が國專制の舊きこの弊をして殆どすくふ可からざる俾むるに至れり是れその障礙の三  
なり封建の世に方つてや士は其權責の并び重きを以て厚く教育をうけ智力にとほしからざ  
雖も自餘の民は只管税を貢し財を殖するを以て本職となし教育の澤を蒙らざれば財力  
に富といへども智力にとほし是によつて智力と財力と併立せむつて相背地するにいたれり  
且外交一とたび開くるに及んでや氣運急に進み泰西の文物は燦然として光輝を煥發しその

氣運は少壯に移るの速やかにして老長にうつるの遲きをむつて概して少壯の輩は泰西の  
文物に養はるゝも老長の人は封建の陋習に安んせり故に老長に存するの經驗と少壯に發す  
るの學識とは相よつて以てその功を奏せむ互ひに離乖するの弊を生ぜりこれその障礙の四  
なり我邦の治躰たるや中古士民の兩族に分れ士は治者の位を占め而して民は被治者の地に  
居れり世襲俗をなし政權主として治者の手に歸し士ハ國政に參かるをもつて專務となした  
れば政治の思想に撓むといへども民ハ其治めらるゝ以て自から分とし國政に參からざれば  
政治の思想に置し蓋し其治躰のために養成せらるゝ年既に舊きをむつて下愚の徒は政治の  
思想卑陋の域にちり甚だしきは絶てその思想なきに至れり或ひは我邦人民政治の思想  
いまだ發達せざると謂ふ所以のものハ即ち下愚の謂にして上智が政治の思想は高尚の點にす  
ゝみ今上智と下愚とは政治の思想天壤の懸かくを生じ其あひだほとんと調和を失なひ智は  
ますゝ智にして愚はますゝ愚なるの弊ありこれ其障礙の五なり我建國は既に二千五百  
有餘年の舊きあり幾多の變遷を経歴し政變また少なからざると雖も或ひは兩朝統を競ひ  
或ひは群雄覇を争ふに過ぎその能く政治の大躰を更革するものなく永く專政の政事とな  
り百年一の如くもつて今に國歩上進の機を誤れり之を泰西列國の進勢に比すればその遲速  
固より同日にして語るべからざるなり夫未開の民は天然の氣性を存し長育の原質に乏しか  
らざれば猶これを幼といふべきも半開の民は人爲の政法に殖なはれ發成の勢力を缺きたれ  
ば寧ろこれを老たりと謂はざるを得ず我邦人民は猶幼なるにあらざして既に老たるの弊あ  
りこれ其障礙の六なり我邦の教育たるや神儒佛の三者よりなり太古神政の遺傳にして永く  
王政の補翼となり佛敎は外よりもたらして今國敎となりたるも亦常に政治の翳障となり政

四十 務一致の軀を爲せり又儒教は政治と道德とを錯雜し修身治國をもつて一途となし政府をもつて師父自から居り人を教導すべき者となせり斯く政教の分をみたるがゆゑに官府施政上において其公儀を行ふべきの政治を以て私行に干渉しまた社會交際上において私交をもつて社交を害し社交をもつて私交をさまたぐるの弊を生ぜりこれその障礙の七なり我黨が開拓すべきの原野を視望に斯のごとく荒蕪たる障礙を見出したればその業のかたきを極めて知るなり余や力を併せて諸君と、もに此原野を開拓し此障礙を芟んとするに當つては何を以て来相となし従かはんや今やわが黨立憲政軀を建てて公衆の自由を全たふせんとするに方つては人々單獨の心を去り共同の念を興し人衆相よつて成憲する事に従がはざるべからざるを國を建てて政事を施す所以のものは衆力の結合相よつて以て人の權利を譲るにあり故に各政治に頼んで自由を享けんとはつせば天然の自由を割きもつて人文の自由を享くるの方を求めざるを得ざる若し人各々獨立し公衆の力に頼らざしてその性を逐ぐるを得ばすなはち自放自恣毫も天然の自由を割くを要せざといへども人は相交結し公衆の力に頼て其性を逐ることをうるもの互ひに容忍し人文の自由を享くるをもつてその分を爲さざるを公衆の自由を伸ふるはすなはち私己の自由を全たふする所以にして社會成立の本軀たり我邦人民共同の念に乏しく各單獨の心を持し私己の自由を屈してもつて公衆の自由を伸ふるを知らざるは專制の積習これをしからしむるなり故に此弊を矯正するの道は人民をして參政の權を得國家公同の事にあづかり私利公益の二致なきを知しむべきのみやしくも我黨たらん者一單獨の心を去つて共同の念をおこし以て公衆の自由を伸べんとを求むべし是余が諸君に望むところの一なり我黨は自から治めんと欲する者にして人を治め

んと欲する者にあらざるなり夫れ人を治むるは易く而して自から治むるは難し蓋し難きを避けて易きに就くは人の常情なり然れども世の先覺を以て自ら任ざる者は宜しく易きを人に譲る而して難きを己に取るべし一世の譽毀を憚らざり一身の安危を顧みざるもつて天下の大權を排し千古偉功立るは大丈夫の自から分とする處なり凡そ其業の難くし天下これを成すもの寡なきは即ち人その功を立るの地なり若その業の易くして天下これを成めれば多ければ豈功を立るの地在んや其才を試み智を用うるの地は綿々として餘裕あり何ぞ必きしむる治者たるを要せん哉彼の英國の碩儒スペンサー氏は世道を進むるを以て己が任となし自ら吾は坤輿の帝王なり真正の立法者なりと稱せり嗚呼大丈夫たる者超然自治の境に立ちその業の難きを成以て能く世道を進め有政に施さばこれ亦政を爲す何ぞ必きしむ其任に居て政を爲すとせん哉我黨たらん者は其易きを人に譲りその難きを己に取り猜忌の念を却ぞけ公明の心を懷きもつて自治の業を創むべし是れ余が諸君に望む處の二也今也我黨團結を堅くし以て敵黨を敗らんと欲せば各々獨立の氣を鼓舞し堅く相信じてもつて其道に與すべく以てその人に黨すべからず我黨が渴望する處の自由は天地公道にして一人の得て私すべきものにあらず若しその人に黨せば是れ私黨のみその信ざるどころの相同じきをもつて相共にその道に與する之を公道といへば且つ人々黨する者はその人に存するの力を恃むをもつて強からざるを得るさ也三軍の士を奮ふべきはその勇の人に存するをもつてなり正夫の志しを奮ふべからざるは其志しの己に在るをもつてなり各々獨立の志想を把持し其入に黨せざして其道に與するうち其入に黨せざるも其道尙存し其道に與せざしてその人に黨するときは其人亡ぶれば則ちその道も亦與に亡びん故に我黨たらん者は自恃の志し

五十



十を倚びその人に黨せせしてその道に與すべし是れ余が諸君に望むところの三なり我黨の急務は衆力を聚むるに在り夫れ大率智力あるものは進取の氣に鋭く財力ある者は退守の性に偏し經驗ある者の持重の心を主とし短長なき能はざ故にその目的大同なれば其小異を問はず長短相補ひもつて其空きを期すべし例へば其目的たる同じく是れ政體を改革して以て參政の權を得るに在り而して或ひは一局或は二局議院論を唱ふるものあり又或ひは普通或ひは財産撰舉説を持する物ありそれ議院を建て撰舉を行ふかどきは政體を改革するの機に臨んで實施すべきの事なり未だその機に臨まざるに漫にこれを争ひ小異を取て大同を捨て爲に其機を誤まることあらば是れ鄙語に所謂樂屋で聲を枯す者なり泰西諸國においては政黨の利を見るその主義の存するところを猜察しその争ひの盛んなるに由て政黨の利を觀ると多しといへども彼は守成の政黨にして既に熟練し我は創業の政黨にして猶未熟なれば固よりこれを同視すべからず我邦方に創業に際し未熟の政黨にして主義を猜察しもつて小を争はゞ遂に大を誤まるの虞めあり故に我黨は精細の主義を争はざして粗大の運動を爲し以て一大政黨を團結するに力を盡すべし是れ余が諸君に望むところの四なり我黨團結の趣旨は輿論に據て政を施すの政體を立るに在り夫れ輿論は政治の樞機にして政治の良否は輿論の隆汚に關せざるは莫し今輿論を隆美の域に進めもつて善良の政を立んと欲せば宜しく人民をして普く政治の思想を發達せしむべし國に良政の行はれ民に幸福を完うする所以の者は被治者が輿論の勢力能く治者を牽制して政權を權にするを得ざらしむるを以て也若し被治者にして政治の思想を欠き輿論の力に依て治者を制するの術を知らざれば縱ひ善政良法を立ると雖も忽ち專恣壓制に陥り永く其利を享くる能はざるなり蓋し良政は良民に

依て立者なれば其政體を改良し永くその利を享んと欲せば併せて民心を革新し以て良民を成育せざるべからず而して上智と下愚と政治思想の懸隔する尤も甚だしく以て相調和するとなんば民心の革新得て期すべからず故に我黨上智の退いて下愚を導き下愚は進んで上智に隨ひ以て政治の思想を發達し國民康福の基を開くべし是余が諸君へ望む處の五なり我黨相共に力を盡し其既に老たる我國をして俄に開明の域に赴かしめんと欲せば其進路を取らざる亦自から異ならざるを得ず幼年夙學の者は常則に循ひ其課程を追と雖も老歲晩學の者は變則に據て其速成を期せざるべからざるが如し夫れ人一身を修め一家を整へ而して一國を治むるに與かるは固より其常に従ふ者なれども我國晚達の人民に於ては其變に處し先づ參政の權を得て一國のことに與り公私の利害二致なきを知り以て一家一身のことに及ばざしむべき也泰西今日政憲憲章の美を教したるは其幼よりして漸く長じたるを以て常道を履むと雖も其己に老たる我邦にして泰西と駢馳せんと欲せば其進歩も亦捷徑に由ざるを得ざるなり世の腐儒動もすれば曰く人未だ一身を修め一家を齊ふる能はざんば豈能く一國を治むるに與らん哉又曰く泰西の開化は常道を履んで進みたる者なり我邦の文明豈獨り捷徑に由て進むを得んやと是柱に膠し舷に刻するの類のみ人事は活機なる之を死視すべからず今我黨は腐儒俗士の見に倣はず勤めて國歩の上進を企謀し以て泰西を凌駕せんことを期すべし是れ余が諸君子に望む所の六なり我黨は自由の政を望む者にして干渉の治を欲せざる者なり夫の公義を行ふべきの政治を以て私行に干渉するがどきり政教の十分を紊り公私の別を調らざるに由る也政干渉を事とすれば民依頼を旨とし獨立の氣風地を拂ふて盡るに至らん故に我黨たらん者は宜しく政教の分を正し干渉の弊を矯るを以て

自ら任ずべし我黨團結のよに從ひ以て自由の道を弘むるは即ち社交に關する者にして私交に屬するに非ざ故に私交の相稱はざるも苟くも社交の相合する者は即ち自由の良友なればこれ共にその道を行ふべし私交の和相稱ふる社交の相合せざる者は即ち自由の讐敵なれば之と共に其道を行へからざる也我黨苟しくも此道を弘めんと欲せば私交を以て社交を害せしむ又社交を以て私交を妨げ互に相寛容し寸を屈し以て尺に伸んを求むべし是れ余が諸君に望むところの七なり前説の如く余が諸君に望む所の者を以て未粗となし諸君と共に自由の原野を開拓し自由の果實を收穫するの事業を余固より其難さを知る也然れども凡そ人事を企て事をなすや能く其難さを知りて而して其氣阻まざれば其業必ら成らざるはなし諸君見せや彼の西郷隆盛氏は一世の豪傑たり其初めに疋夫をもつて西海の濱に起り自ら天下の重きを任じ管にその業の難さを知るのみならず又竟に爲す能はざるを悟り釋月照と死を誓ひ其身は薩洋一輪の皎月と俱に海底に沈み僥倖にして他人の手に扶けられ僅に餘生を得氏は又其業の難さを遂に維新の偉業をなしたるに非ざや然れども其終りに當つてや蓋し氏は以て爲く天下の業成し易き耳と一擧して肝膽地に塗れ其事敗れたるに非ざやこれは西郷氏其始めに強にして其終りに弱なるにあらじ只其難さを勤むると其易さに怠るとに由るのみ故に余今諸君と共に自由の主義を皇振するに方つてや其易さに狎れてや其志しを靡らさむ其難さを懼れて其氣を阻まざりて其業を成さんことを勤めば遂に成るに庶幾らん乎夫れ自由を得るの道は唯至誠剛毅の存するある而已豈區々權謀方畧のよく得る處あらんや世の殘存の徒自由を得んと欲し汲々として方畧を講じ權謀を求むるに至る是れ權謀に非ず亦

方略にあらす余は寧ろ之を狼狽といひ之を惛惑と謂はざるを得ざるなり嗚呼天下の事は一定に定まれり感はざるは智者なり懼れざるは勇者なり余が諸君と共に開拓すべき自由の原野は其障礙頗る多しと雖も之を芟夷するに力を盡し至誠を以て未と爲し剛毅を以て未と爲し寒凍に暴露し暑熱に耕耘し以て其業を怠らざらんば爾ぞ苗にして而して秀でざる者あらんや秀て而して實らざる者あらん哉我黨自由の眞實を收穫するの秋は夫れ何の遠きとか之のらん諸君勉旃

板垣君近世紀聞第二編

民権自由論の一たび社會におこりしより群義を排し率先してこれを主張するものはもとより姓名財産を放棄し一死以て國に報せざるを希圖せり板垣君のごとき夫の國會設立の獻言書を出されしより許多の辛苦を徑過し毫も世人の毀譽をかけず諸方を遊説して弘く同志を天下につのり自由黨の爲に推戴せられて其總理となり自ら率先して黨論を四方に廣めんとす誠心の及ぶ所は愚蒙を感服するに足ると云へば高木は風を受易きならん動むすれば小人の憎忌をうけ終に反對黨の爲に白刃の身に及ぶに至りたるその顛末を書記さんに板垣君の明治十五年三月初旬東京を立て東海道筋を遊説し京坂地方に趣むかれんと（同行は竹内綱宮地茂春安齋清香上岡美枝の四氏）先靜岡に於て演說會懇親會等に臨まれ夫より東海曉鐘新報社の社長土居光華氏とともに同縣下を経て愛知縣下豊橋岡崎等の有志者が招待の席に干臨され同縣下名古屋に著されたるは維明治十五年三月廿九日にして當日は同所門前町なる九愛國交親社本部へ車を在られ同社員の招待にて懇親會を開かれついで午後一時より博物館



に於て懇親會を開くに臨まれたり來會の有志は三百餘名にて板垣君土居君の演説もあり且  
二東京より來合したる岡本忠三氏の演説ありて中々盛んなる會場なりしが該會の酣酌に同  
地の藝妓を喚寄たるより三州の自由黨内藤魯一氏が名古屋人は情弱なりとか喚發の精神  
に乏しとか演説されたるより名古屋の有志は大いに怒り既に大議論にもならんとせしを竹  
内綱氏起てこれを制し板垣君も起てこの争ひは必竟愛國の精神より出たるなれば意とする  
に及ばざとの演説をされ漸く和して酒となり亂にをばらむ退散され板垣君は翌日三州舉母  
に趣きのち濃飛自由黨よりの招待により岐阜縣下美濃路へ足を移されたるは同月三十一日  
のとなるが土岐郡多治見東郡岩村中津川加茂郡太田村等の懇親會を経て岐阜へ參着され  
たるは同月五日の事なりしさて濃飛自由黨にては兼て待設けたるとなれば同君の一行は岐  
阜今小町の王井屋伊兵衛方へ旅宿を定め(一行は前に記せし中土居光華氏は名古屋より歸  
岡され内藤魯一氏隨行大坂立憲政黨の小室信助氏滋賀縣自由黨小倉英之氏も來會す)斯て  
翌六日同地富茂登村の神道中教院において懇親會を開くなれば同日午後一時より板垣君の  
一行をはじめ濃飛自由黨の外岐阜縣會議員岐阜日々新聞社員常國各地の人士総て百有餘名  
に滿たり會員座定するをもち濃飛自由黨の村山照吉早川啓一神崎忠朝の三氏たちて祝辭を  
述べ終るや板垣君は直ちに席の正面に立て答辭をされ尋いで席上演説され同君が當日の演  
説は頗る著實にしてその主意は社會に關する沈論にして人心の進むと守るとを太陽の求心  
力と遠心力との二者に比喩兩者併行せざるべからざるの論點なりきその演説中主眼を示す  
どころに至つて滿場拍手喝采深く感動をあたへたり次に小室内藤岩田宮地上岡安藤等の數  
士更るゝ起てその思想を演説され大いに興をよぶしたりしが酒興度に喩へかへつて不

軀裁を醸すものあるを恐れ竹内岩田内藤等の注意により板垣君の一行をして席を退散なき  
しめたるは午後六時十分頃にして人顔もさだかならぬ黄昏頃とおぼぬしが此節竹内君は會  
員にむかひ諸君の板垣君を見送らるゝ時はかへつて席の亂るべきに付その儘着席あるべき  
をのべられ彼是するうち板垣君は獨り席を起れ玄關に出靴を穿て門外へ出られんとせしに  
玄關まで見送りに出し會員の中より一人の兎賊同君の後よりうかいひより突然飛かゝりて  
抱つくよと見ねたるが早くも袖の後より電光一閃忽地一振の短刀を取出し右の手を前に廻  
して同君が右の胸の上部にクサと突込たり(此時見送りの人々の目には何をなすか見ぬざ  
りしとぞ)當時板垣君も不意にすこしは驚かれしが素より近世の一大英傑何をなすかと云  
ながら振はなされしに兎賊は仕損じたりと思ひしが直ちに前に廻ると見る中再び短刀をあ  
げて同君が左りの胸の上部を突たり此時君のはじめに刺客と悟られしゆゑ少しも屈せざま  
た手を以て支ねられ(この時君と賊は無言なりし)遂に右の手をもつて賊の持たる刃をつ  
かみてもぎとらんと争ひれしがこの時右の手に深く傷つけられまた左りの手に一ヶ所左り  
のはらに一ヶ所の傷を負はれ既に支へがたき場合に至り自由の泰斗正に中教院の露と消ら  
れんとせしが邪は正に争か勝べきこの物音をき、つけて人々驚き駈つける中にも三尾州に  
強力の名を博したる内藤魯一氏は斯とみるよりちうをとびきたり今板垣君の咽喉を目か  
けて刀を刺立んとする兎賊が右の腕をとつてエーと引かづき左りの方五六歩の外へ投つけ  
たり大力無双の内藤に投つけられて兎賊は起る得絶せ揺歩ところを後藤秀一氏眞先に飛來  
三廿  
三ッて賊を組伏伊藤一藏氏とどりに取押へて縛りあげけり斯る程に板垣君には賊と引わかれ  
面部よりしたゝる血を拭ひなとしらる、折しむ大野齋市氏抱きあげしがついで小室竹内

四 昔小倉氏等かけ寄り抱きあけ門外へ連出られたれど賊の同類やあるならんかど何れも八方へ眼を配り大野氏は君の鮮血淋漓たるを見ておぼはせ慟哭悲憤を發しア、残念なりと叫びながら右の袖をむつて君のたいよりしたる血を押へッ、泣きしまれければ板垣君は願皆て大野氏にむかひ静にいゐる、やう君等決して嘆かるゝなかれ備へて退助はこれのまゝ、死すとも自由は滅する事あらじ勉められよ、噫誰か我黨をさして過激なりといふ彼反つてかくの過激をなすと神色自若としていはれしはさすがに我國民權の領袖と仰ぐも宜なれかし憾て宮地茂春氏は同君を負ふて中教院の門前なる太田別兵衛といへる傘屋の家にかき入れ同家の門を借て血に染りたる同君の衣類をどき小倉英之氏の衣類を脱ぎ同君に差せしめしが此上の思慮あらんも計られせと自由黨の面々は何れも油断なかりしうち疾くこの事を聞傳へ集ひ来るもの夥多にて殊に當日の當地の祭禮なりしゆゑその混雑の云はん方なし程なく警部小崎直巡查數名を率ひて駈来り非常を警むるうち警者青木雄哉同地病院副長西川黙藏等來つて板垣君の疵所を檢されしに診察は左の通りなり「左手環指第二節尺骨側より背面中央に至る辨創角直徑一、五センチメートル左手掌尺骨側一ヶ所皮膚創長さ半センチメートル右手の背を二センチメートルかけ第一中手骨間をへて手掌短拇屈筋腹にいたる長さ六七センチメートル右手無名指尖半センチメートル皮膚辨創左頰、頰骨下部切創一、八センチメートル左側胸筋第二助間一三センチメートル横位切創右側部第三助間一六センチメートル横位切創腕部八〇半径三十七度五分なりし癒て治療の畢るをもちて同君を輿に乘せ途上は數十人にて警備をなし旅館玉井屋へ歸りしは午後十時頃の事なりかゝる程に思ひがけなき急變により翌日は自由黨東京本部をはじめ各地の有志はこの趣きを電信にて轉を云送らるゝため電信局の混雜いふばかりなく就中板垣君の旅宿玉井屋門前は車馬市をなして往來をどゞめたり抑々斯の如き陳暴無法の舉動に及びたるこの兇賊は何者にして如何なる趣旨あるかと警察署におひてこれが尋問を遊られしに伴の賊は愛知縣下愛知郡田代村士族當時同縣智高郡横須賀村學校教員相原尙聚なるものにて切害の趣意は東京へ護送の多へにて陳述んと計りて事實を白状せすこれに依て岐阜縣令小崎利準君よりは取敢て内務卿へ宛て左の電信を送られたり「板垣退助一昨五日縣下岐阜町へ着く昨六日中教院にて催はせし自由黨懇親會へのぞみ午後六時退出の際玄關において愛知縣下愛知郡田代村士族當時同縣下横須賀村學校教員相原尙聚なる者突然短刀を以て胸部を側横四分三厘右側横五分三厘の切疵二ヶ所右指一ヶ所外かすり疵二ヶ所を負はせたり刺客は直ちに捕獲し目下

Ⅲ 辰調中なりその申立によれば他の政黨にもあらせまた同盟者もなく將來國家のため板垣を暗殺せんと決心し去る四月より當地へ参りたる者にてその趣意は東京へ送致せられぬば陳述しがたしといふ板垣は薄紙にて生命には關せずべし治療中なりとの旨上申す」とありたるゆゑ此變動その筋へ着するや否山田参議には御前に出で奏上せられたるに、聖上にもいたくおどろかせ玉ひ板垣は國家の元勳なりこの變事うち捨置べきにあらせと侍従一名侍醫一名を差遣はさるゝの御沙汰なりしが疵所淺く醫者を送るに及ばせと岐阜より自由黨本部への電報ありたる旨も侍醫をつかはさるゝ事は見合せとなりすなほ侍従西四辻公業君を勅使とし御手紙より金三百圓を下賜りこの趣きを岐阜縣令へ電報にて宮内卿より達せ

五 五 けられたるは最有がたきことなりけり  
物も板垣君を刺んとしたる愛知縣士族相原尙聚の素性を索ぬるに舊は尾州名古屋藩にして

父を七郎兵衛といひ百五十石を領し同藩の御納戸役を勤めし者の長男なるが父は維新の際六勤王説を唱へ同藩の田宮如雲氏など、俱に國家の爲に盡力せしが其後は漸次に零落して近昨年代村に引籠り貧しく世をば消光居しが尙聚は幼年の頃より漢學を好みおひく上達なして今は横須賀學校の教員とまでなりたるなり其性活なるも見掛は極めて温順にして是迄政黨に關係せし障もなく唯小學教員を自得する者のごとく既に兩三年前郷里において小學教科書のごとき者を著述しその頃一人にて出京せしは官途の望みをかねかたはら出板もの、印行をせんが爲なれど知己とてもなければ其志しを果さずして歸國したりその他地方へ遊歴せし事もなかりしが同人は一つに板垣君を將來の賊と思ひ癖めしは全躰日々新聞を信用するより板垣（去る明治六年征韓の論おこなはれざるを憤り辭職するや否民選議院の建白をたてまつりまた明治十年西南の亂に乗じて國會の建白をなしたる等日々新聞に同君の事を斥げたるより國家の爲に憎むべきの奸雄と思ひつめ折めあらばと思ふうち今度板垣が縣下に遊歴するを聞きしよりこれ機會とおもひ立十五年三月三十一日に横須賀村を立出名古屋にいりて同地古渡町の道具屋にて中身九寸餘柄三寸餘鏢にて金銀象眼にて蜻蛉の散しをつけ縁頭は鉄に桐の葉の金銀象眼有つかは白鯨にこく色のつかにまさき目貫は赤銅に金銀の象眼入りたる兎なりこれを一圓三十五錢にて購むとめ板垣君の動靜を索りしに最早岐阜縣へ赴きしその事を聞より直さま岐阜に立越ぬ板垣君の旅館なる玉井屋へ來り一泊なし來着を待ちて事を謀らんて當夜兩親はじめ夫々への遺書を認めたりその大略は「今般小子義勤王の志し止みがたくして國賊板垣退助を誅す然れども上り國の大典を犯し下は御二方に孝養するにあはざるを思へば不孝の罪實に謝するに辭なし小子のごとき度々御

苦勞を相掛る者あるもなきにまさるべし涕泣頓首」また其弟及び妹へ「我事今や國の爲に賊魁を誅して彼と共に斃れんとす我亡後は兩親に對し汝等協力一救してもつて孝養すること我畢生の望みなり他はまた述るにいとまわらば汝等乞ふ之を諒せよ」また學校の助教服部幹樹學務委員吉田江門への遺書「過日來病氣と稱して三日三夜この大事を思考せんが爲に出校せざる乞ふ其罪を恕せよ爾來當校盛大ならんことを我望むところなり」と認め外に「春雨の今ふるさどへかへるのには生るもあなし國の爲かな」と一句を添へたりかくて翌日（五日）に至り玉井屋にて不審の人とおもひしゆゑ止宿の事を拒絕られ是非なく外に一泊せしが翌六日又もや玉井屋へ來り岩田德義氏に紹介を頼み板垣君に面會せんことを乞ひたれども岩田氏は曾て面識となき者といひ且始終用心する所あるものから之が面會を許さざりしゆゑ相原も今は是非なく案内もなく玉井屋へうち通り板垣君の居らるゝ次の間までは至りしかと自由黨員が大勢來合したるに其機なく勝手の方へ立ち出しが終に翌六日の懇親會においてかゝる暴舉に及びしは愚もまた甚太しき者とやいへん）話頭後頭板垣君の兇報東京自由黨本部へ着するや否後藤藤象二郎君には直ちに岐阜へ赴かれんとせられしが疵所淺し別條なしとの電報により同君は發途を見合せられ谷藤喜氏が出立されまた大坂立憲政黨より中島信行城山靜一瀬川正治篠原藤三郎平尾喜壽上田長次郎の諸氏には晝夜兼行にて岐阜へ着されまた高知縣へは七日の午前はこの電報達すると當日同君の令息銚太郎（十四年）君をはじめ立志社よりは島地正存堀江貞彦の兩氏そのた植木技盛波越四郎氏等をはじめ四十餘名集會の七廿うへ八日發しの浦門丸に投じ上坂し直さま岐阜へ趣かれその他遠近の有志者陸續として岐阜に集まるさまは天正の昔にかへる土地の賑ひ實に自由の志氣熾んなるはいとゞ賀すべ

八廿 事なりけりされば勅使西四辻公業君には十三日の午後二時頃岐集町渡邊金右衛門（津の  
八國屋）方へ着され直ちに板垣君の旅宿（當時は玉井屋別荘にて療養中なり）へ随員一名と警  
部巡查の護衛附そひおもむかるそのとき自由黨議員竹内綱濃飛自由黨本多正直の両氏は  
玄關までその他の黨員五十餘名は次席の間へ出迎ひ列座して敬禮す竹内氏は勅使を先導  
して樓上に案内しこゝにて中島信行氏竹内氏に代つて設けし席にすゝめらる當時勅使は中  
島氏にむかひ此度板垣退助不慮の災ひにかゝられしを聞き召され御慰問のため勅使として  
拙者を差遣はさる退助は其後如何にやとのべられたれば中島氏はこれに答へて此度は遠路  
御慰問を蒙り感佩に堪せ就ては退助儀閣下を迎へ奉り勅語を拜すべきのところ胸部二ヶ  
所に疵を負ひ下拜するとなりがたく此段信行より御寛典の義を乞ひたてまつると演をはり  
板垣君の扣へ居らる、別室の襖をおしひらけば板垣君は起て勅使の前にすゝめ拜せんとす  
れ迄自由ならせ僅に両手を疊にさげて禮をなす此時西四辻侍従には勅語を傳へらるその庄  
には此度足下不慮の難にのみしを聞きめされ 聖上にも神慮を賜せられし旨を傳ひ隨員  
にむたせられし包（三百圓）を中島氏の前にさし出しこれは 聖上の恩賜なればつゝしん  
で領承せられよと進めらる同氏は拜受して板垣君の前に廻さる君は聖恩の辱じけなきを  
拜し宜しく執奏あらん事を請ふと是にて式は空たく畢り侍従にはまたさらば板垣君にむか  
ひ不慮の災ひにかゝるといへ共幸ひに創痕の淺ければ恢復の期近きにあらん能く注意して  
保養せられよとのべ別れを告てかへらる、を中島竹内の両氏に玄關まで送りそれより直ち  
に旅館につき答禮を申述べられたり勅使はその翌朝同地を出立せられ十五日に歸京あり翌十  
六日曜日曜なりしめあ十七日に復命參内せられしといふことゝに又最奇聞として當時の諸新

聞に記載しには岐集縣令小崎利準君の舉動なり抑を如何にといふに板垣君がかゝる不慮の  
難に遇れしとき遠きは電信近くは自から車を走らせその存亡を見舞らるゝは君が維新の  
功績なり社會の信愛する人なればなり然るに縣令小崎君にはその使者をだに差向られざる  
はいかにも反對主義といへる權しきならんかなと云ふへしが東京より勅使を差立らるゝ旨  
いの電報同縣へ達するや否直さま左のごとく書面を同君の許へ送られたり「今般貴下御不慮  
の難に罹られ候段聞し召れ西四辻侍従早々差遣はされ候旨電報にてたゞ今宮内卿よりたつ  
し相成候間この段申進じ候なり正四位板垣退助殿岐集縣令小崎利準」とありまた全日黃昏  
に至りて斯波大書記官が玉井屋へ來られ云はるゝ様この度不慮の災難承たまはり早速まか  
り出べきのどころ何分板垣君と我々とはしうし違ひの事なれば此方は構ひなくも貴方に於  
て却つて御迷惑の筋もこれあるべくとぞんじたゞ今まで扣へ居りたるどころ今日のへうぎ  
にては宗旨はちがふともうちすて、置べきすじにも之なくとのとに拙者罷り出たりとて  
いんぎんなるの言語をしたゝかならべてかへられしがこは縣令なり大書記官にははじめよ  
り慰問のこゝろ毫もなければも畏こくも勅使をつかはさるゝとの電報たつせしより直ぐ大  
書記官を慰問によこされしなるべく近時賢明なる致し方やと人々評しあへり  
再説刺客相原尙聚をさまゝ糾問ありといへども決して同しれんるいはなしたゞ予一人の  
決心にありと申立たれよもや一人の爲はさにはあらじたに同類のあるべしなぞ嫌疑ふせ  
つのでふくたる中に誰いふとなく岐阜日々新聞の雜報記者池田豐志智こそ相原が連累と  
九廿 一犬虚を吼て万夫これを傳ふの健言つひに自由黨壯年輩の耳に入りいかにもして此實跡を  
捜し出さんと鶴の目鷹の目となり探察せしがもとより池田はさるるに開けいもせねば人の

三風評もこゝろにかた好める酒をのみあるもうち誰が言願しけんいよく相原が連類なり  
十とし遂にその筋へ拘引されたるその舉動につき諸新聞へ記載するところによれば岐阜日々  
新聞記者池田豊志智の舉動は實に怪しむべし當日懇親會場にて第一座席のとき満酔して  
足さへ定めぬ位にてざにつくや直に軀を亂して横になりてぬむりをなす様子など會員百有  
餘名のうち池田一人なりしははなはだ會場をべづしするものにて何か既にいしあるに  
たり第二演説壇上につきて演説をなしたることをさつすれば一たい無主義のせつなれど  
も深く自由黨をはいげさし且その演説中始終両手を懐中になしてさらに外にいださず何か  
懐中にて物を持つ風態にして演説中しばしば後なる板垣君を顧みてその毎度よいかくど  
云て相圖をなすものごとくよばはりたるなり第三板垣君がたいせきのとき内藤魯一氏が  
引づいてたち其後に隨行の人々も立ち出でんとしたりしにかの池田はあはたゞしくかけ  
きたり内藤のそで引とめて内藤氏とはさみなるかとはじめて面を見しごとく叮嚀に挨拶  
なしたるが内藤氏は度々當地方にて演説をなしたれば池田がその面をしらざる筈なくまた  
宴會中とて態々板垣君に杯を持來りて酒をすゝめしとき内藤氏は其かたはらに有たれ  
は彼の目にもよく附べく挨拶するさならば其時十分に挨拶すべきに其義なくかへつて一同  
退席のときに臨んで内藤氏の袖を引とめて隨從者一同の足をどぐめしめ板垣君をして獨歩  
していたらるゝやふの工合になし始終にかの相原とたかひに相喋り合したるものごとく  
なりし

第四板垣君が不慮の難にかゝられ衆人上を下へと狼狽なす際に方つて池田のみ裏におどろ  
く氣色なく却つて大聲を發して濃飛自由黨の奴等は甚だ失敬なり吾は今日懇親會に酒を飲  
に來たる者だ喧嘩口論は見にこないそれに客をさしおき騒動にのみ取かゝつてゐるはふつ  
合らだう誰かさて酌をしると暴言をばさ目前君の災害を度外視するのみならずかへつてこ  
れを幸となすものゝ如きは悪まざるものなかりし云々とありまた曰く池田は酌女等にむか  
ひ板垣がしんだからとてソソナに騒ぐな僕もこの通り殺すつもりだと懐中より短刀を取出  
し見せたるゆゑ酌女はおどろきオヤ／＼貴君は怖いお人だぞと云たるにぞきの注たる動  
靜にてナニ板垣に殺されるつもりやと笑ひながらに云たりとのこの虚説紛々として立しより其  
筋にて乗置がたくおもはれけん四月十一日午後一じころ池田豊志智は同地稻葉山の麓な  
る梅林へ遊歩し中村實速(岡山縣人)武藤虎吉の三人連にて字「サイカチ」の酒樓に登り對酌  
する處を自由黨の諸氏より巡查へつけ遂に拘引したりしが池田は全く相原の連累でも何で  
もなく全たく一時の疑獄より始らく拘留のみとなりしが終に五月四日無罪放免の宣告を受  
たりその公判文は第三編に登錄すべしこゝに又同新聞の社員にして田島鹿之助氏といふは  
舊北洲社の代言人にして島本仲道氏にてあり同社解散の後櫻鳴社に入り沼間守一君とい  
るに演説に従事して府下に在しが明治十四年中被擧岐阜縣へかへり同日々新聞の社員とな  
り居れしが此人も自由黨士が嫌疑に觸たるため國を去るをなめられたる勳靜を聞に同氏  
は四月五日板垣君の來岐を新加納村梅村屋利兵衛方にて迎へ同君に謁して禮をばり後竹内  
氏とともに人車にのり板垣君よりは一步先に岐阜へ着し夫より宿所今小町の津の國屋へか  
へりしが翌六日午前九時頃板垣君の旅宿に赴ひ内藤魯一氏につげ同君に面接し種々談話  
のする内藤魯一氏はこりのうちより岐阜日々新聞を一葉出しこの編輯は誰なるかとの尋ね  
ゆゑ同行の鍵谷なることを告しにこれより雜報中の事項にて鍵谷と問答してこは(第三編



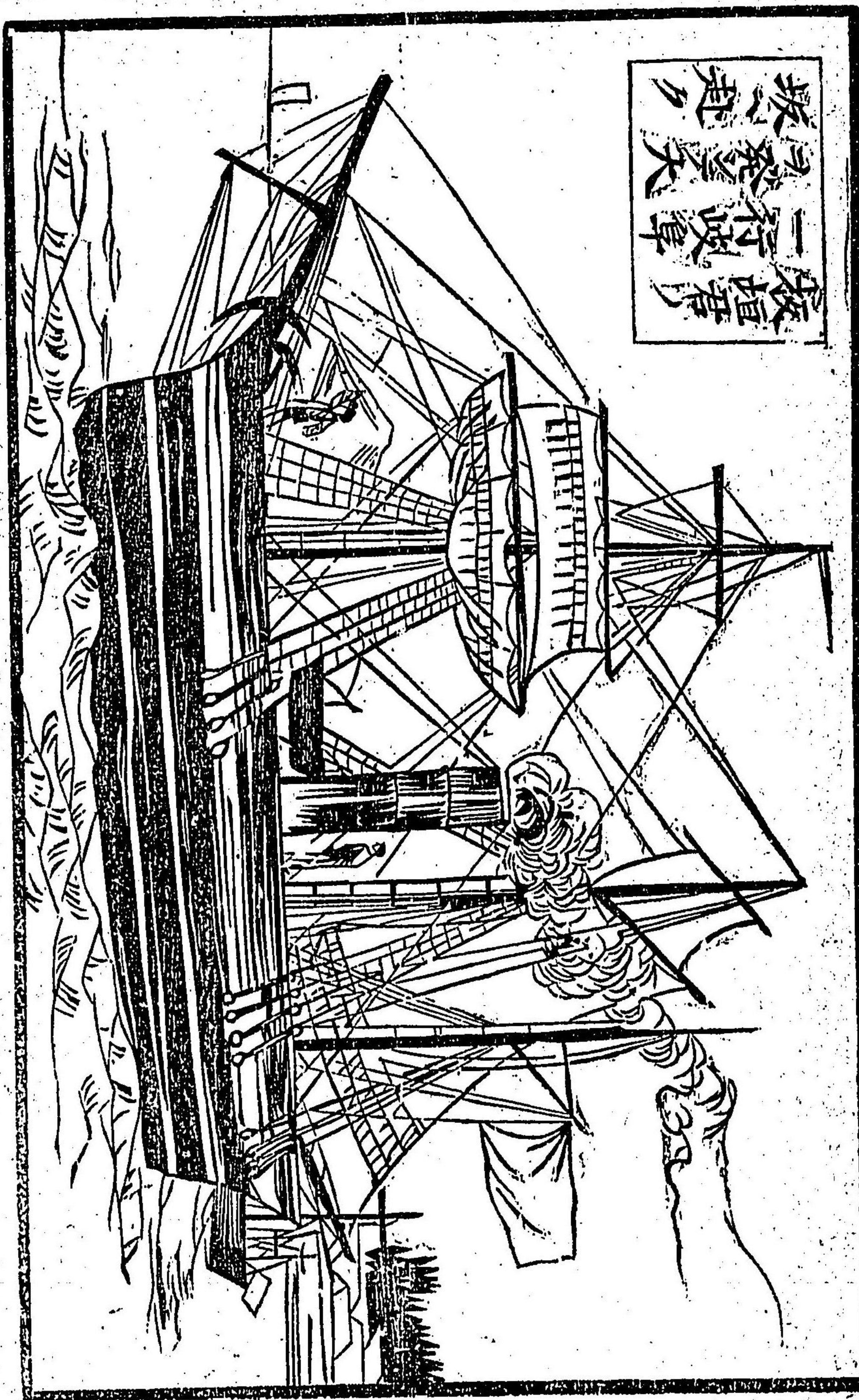
にのす田島氏は馳て同家を立出しは十時卅分頃なり馳て午後より開く金華山下中教院の懇親會に赴き一場の演説をなしたるのち衆員よりハ一步さきに暇をつげ同場を立出全村大佛閣の辻ぎはまで來りしところへ兩三人足をはやめて後の方より來る者あるにぞ誰ならんかとみれば馬淵與曹といへる元北洲社員にて田島の朋友なれば何事かと問しに馬淵いはく今懇親會場にて板垣君を刺たるものあり云々との話しに田島も大ひに仰天して刺客は誰かと聞に岐早日々新聞池田との噂ありと告るにぞなほ更驚き引返さんとするを馬淵は全社員が、る舉動せし中へ赴むはかへつて悪からんと云れたる田島も道理とおもひしにや會場へは行きてして縣令小崎氏の邸に行たるは嫌疑をまねくの一ツにて翌日に至り刺客は相原尙紫と知れたるゆゑ田島もや、安んぜししが全月十一日正午十二日頃稻葉山の櫻花をみんと笠松村の戸長岩田味三郎中の島村伏見嘉平の兩人を伴ひ全山の麓山頂樓といふ割烹亭に立寄一酌をすませて櫻町なる昇平樓の前迄來か、りしとき全樓の門口より兼て知己なる岩田利助といふ者が田島にむかひ自由黨の人々より君の懇親會を結びたしと拙者にお迎ひ申せとの事なりといふまゝなく十五六人の壯士出來りその中より内藤四郎と名乗者いで、岩田利助が述べたるごとく云立全行せんといふにぞ此者等と連立田島氏はやがて玉井屋へ赴き一室に待れしに須くありて内藤魯一氏が立出池田盟志智が拘引されたる赴きを述べ承知なるやと尋ねしに田島氏はハハさうてすかと答へたるを内藤氏は聞咎め其許は全社の池田が拘引になりしをさくながらハハさうてすかと答へたり餘り無情な所存なりその上ならん貴殿は池田のからいんされしその事項は御存じならんと思ひがけなき一言にコハ以の外なる事を承はるものかな拙者は理の有無と情の有無とを論せ池田のからいん

りしなははかつてしらねばハハさうてすかと答へしなりと聞めへせ内藤は容ちをあらため再度言様唯今迄は足下と懇親會を開く積りなれど全社員の拘引を知らぬ顔の半兵衛にて居る、は如何にも輕薄極まれば左様な人とは交際を断なり且は交際を断たるのみならず是より足下に尋問の事あり有躰に返答せられよと針持辭は合點もかねと拙者がしるだけ返答すべしと述べたるにこれより内藤は相原を御存知なるかと問田島答ふ未だ一面識るなし内藤曰くしからば池田と相原とどみに酒を飲たることを知らるゝか田島曰く否しらば此時姓名知らざる壯士が傍らよりすみ出て曰く足下は相原の連累者なれば池田の拘引を知らざる事有まじみたまへ足下は池田の拘引の事を聞たる時顔色青菜のごとく變じたりもはや有躰にのべ述べといふ田島は此時色を正ふして曰くコハ段々けしからぬ事を聞者かな全躰拙者は不肖ながら自由民権をおもんむる者にて板垣君とは舊來の知己なりと是より自分の履歴をのべ島本沼間兩氏の恩遇をかたじけなくして板垣君に始て逢たることなと長々とべんじ板垣君を刺したるもの、連累とは近頃お目利ちがひなるべしと涙みなくも云開きたれど彼男は中々尻込せせ左程板垣君を信せらるゝならば何故騒動の場所へかけ付玉はざりしかこれ薄情の所爲ならせやと云れて田島は又云や素より情に厚薄の制限なければ拙者を以て薄情といはゞ云れよ拙者は自ら薄情にあらせと思惟のみと彼馬淵に逢たる一任一什を述べたり内藤曰く而して歸宅の後何方へ行れしか田島曰く板垣君の遺變を報じかたゞ縣令の宅へ行たり内「縣令は何と云しか」田「別に何事も云せ」内「縣令の宅へはしばしば往來し三州て交際をせらるゝや」田「別に交際をなすといふ程にもあらざれど東京より歸縣の後四五度も往たり内「何用ありて往來せらるゝか」田「拙者は水利士功聯合會議長職にあるを以て夫

四州の内用を兼て用を辨じに参りたりとこれより種々の問答あれど一々辨解をせられたるに去九日に足下が刀剣を持歸るところを見認し者あり唯今其證據人を出すべしと馳てかの岩田利助とせむに年五十五ばかりの老爺いせきたりしを内藤の見るより田島氏が刀を持かへられし赴き此處にて申述べられよとありしに老人が曰く私しは刀をかつて呉よと人から頼まれて掛喰堤といふ處を通りかゝる頃田島さんに逢夫より此人の實家近き邊りまで行て刀を賣て呉よと或人に頼みましたら前日親戚の者よりもつていたとの話にハチナ先刻田島さんに逢た時何か長い幅さづゝみにしてあつたがあれが刀剣で有たらうと氣が廻つて利助さんに話しましたれど其實刀やら何やら存じませんと述べたので内藤もさをいらちソシナばかな證人が有るのかとサモ不都合らしき動靜なりしが其時中山島信行氏が出來りかの黨員に席をさけしめ城山靜一氏のみを残しやがて田島氏にむかひ懇親會以來のことを今一應陳述ありたしと懇懇にのいさつありて田島より陳述する處を城山氏一々筆記なしこれにて拙者はお尋ね申べきとなしと奥へいりしがつひに當夜の同宿に一泊し宛然拘留にてゐられたるの動靜なりしと翌日田島は一應俺が旅宿へ歸り打散たる書類を取纏めし上再び來るべしと云しに四五名の黨員同道して同人の旅宿へ歸り書類などをまとめし後ちまた玉井屋へ歸りしに到底自由黨より警察署へ告發し田島は拘引の上またく檢事局へ廻されし日ならぞ青天白日をぬて歸寓されしは最迷惑の事とるなりけり却説板垣君に負傷も追々快方に向ひし故自由黨の人々もみな喜びの眉を開くうち國藩主山内家よりはみまひとして金千圓を家扶にむたらし岐阜に發せしめまた一等侍講副島種臣君よりは電報にてさのみまひ文を送らる(嗚呼板垣君よ君は泰山北斗といはれたり不幸に

して何者の爲にか仇を受られし此仇我最もねがはくは深く休養せられんとをこれいひの足下親友副島種臣) また板垣君よりの返報には(余素より此事あるをしる併疵殘くして死せざる幸ひに安慮あれ)と云送られたりされば板垣君には全癒にちかければ何時まで當地にあらんより大坂へ赴むさ治療をせんといよく四月十五日同地を出立とせられしに付同黨の有志輩數名同地末廣坐の劇場において大演說會を開きしに立錫の地なきまでの聴衆にして喝采の聲場中に響きわたり自由の空氣は滿天下に充滿たるを知らしめしといふ恁て十五日には板垣退助君の一行は岐阜縣を發して中仙道を彦根にいせられ同地より立憲政黨の一人岡崎高厚氏の所有漁船に乗込大津へ着され同津より漁車に乗じて大坂停車場へ着されしは四月十七日の午後なりしと板垣君一行のうちより竹内綱小室信助植木枝盛の三氏は江州彦根にて開かるゝ同所樂々園の自由大懇親會に臨まる板垣君もこの會に臨まるゝ筈なれど未だ快癒ならざれば辭されたりと却説大坂停車場には同君より前に歸帆されたる中山島信行君をはじめ古澤滋小島忠里其他の各氏は素よりいやしくも自由主義を尙ぶるのはいづれもこゝに來會して着を待れ就中大坂府知事建野君よりは小野十等屬に命じ府廳備への馬車を同地に廻されいとてあつた對遇ありしは宗旨ちがひの頑説をすてられたるものならん臆て板垣君は出迎かはれたる人々へ禮ありて府廳より廻されたる馬車に乗じ小島忠里氏これに従ひその他人力車數十輛その後を以同府下今橋の眞嶋襄一郎氏方へ着されしハ實にさかんの景況なりしと

板垣退助  
 一、行政學  
 二、政治學  
 三、經濟學  
 四、社會學  
 五、法律學  
 六、倫理學  
 七、教育學  
 八、衛生學  
 九、地理學  
 十、歷史學



板垣君近世紀開第三編

既に第一編第二編に述たるごとく當編は他の稗史と違ひ専ら實事を目として板垣君が岐阜  
 遭難の頓末を記載せしものなれば本文に用なきは唯繪像のみを掲げ出せり當三編のごとく  
 刺客相原が所刑につき岐阜重罪裁判所において審判の事實を編輯したればこの一編をよく  
 得ても板垣君が遭難實記を見るに足れり依て故に他事を贅言せず審判の趣きを記さんに  
 明治十五年六月廿六日岐阜重罪裁判所へ行兇被告人相原尙聚辨護人寺島辨次郎檢察官奥宮  
 正路等出廷す判事高壇又四郎はじめ藤崎成吉一宮榮忠の兩判事書記小川秀清等出席す判事  
 は例によつて被告人が素性姓名出生の年月等を問ひ檢察官よりの公訴狀を讀ましむ其文に  
 曰く「被告人相原尙聚は愛知縣の士族にして年齢二十七年十月尾張國名古屋區御添地と  
 唱ふる所の生れ其後愛知郡田代村百四十三番地に移住し明治十四年十二月八日より知多郡  
 横須賀村横須賀學校の教員を勤め同地に寄寓せるものなり然るに被告人は平素鬱屈介の  
 性にして感慨過慮の氣分なるより近來世上において自由激進の風潮益々甚しく頗る噪急  
 を競ひ詭激に趨るの勢あるを顧み以爲く斯のごとくなれば必き社會の秩序を紊亂し我國固  
 有の國脈を損壞するものなりと感想を懷き而して夫の自由黨の徒が望みて泰斗と稱し仰で  
 盟主と爲す板垣退助氏は維新の元勳にして嘗て參議の顯職に居り天下衆望を負ふの名士な  
 れば其心實に忠君尊王に存すれば邦國の福利となり若し志ざし斯に向はば操作正しからざ  
 るとさは其害頗る大なるべし然るに氏は明治六年の冬征韓の事件につき一朝勸堂を退きて  
 七冊より未だ數日を出ずして民選議院の建白を爲し痛く朝政を攻撃し降つて明治十年の夏西南  
 騷擾の中に奮つては躬ら起つて亂賊鎮安の方略を必建て却つて故らに朝廷危急の秋に乘

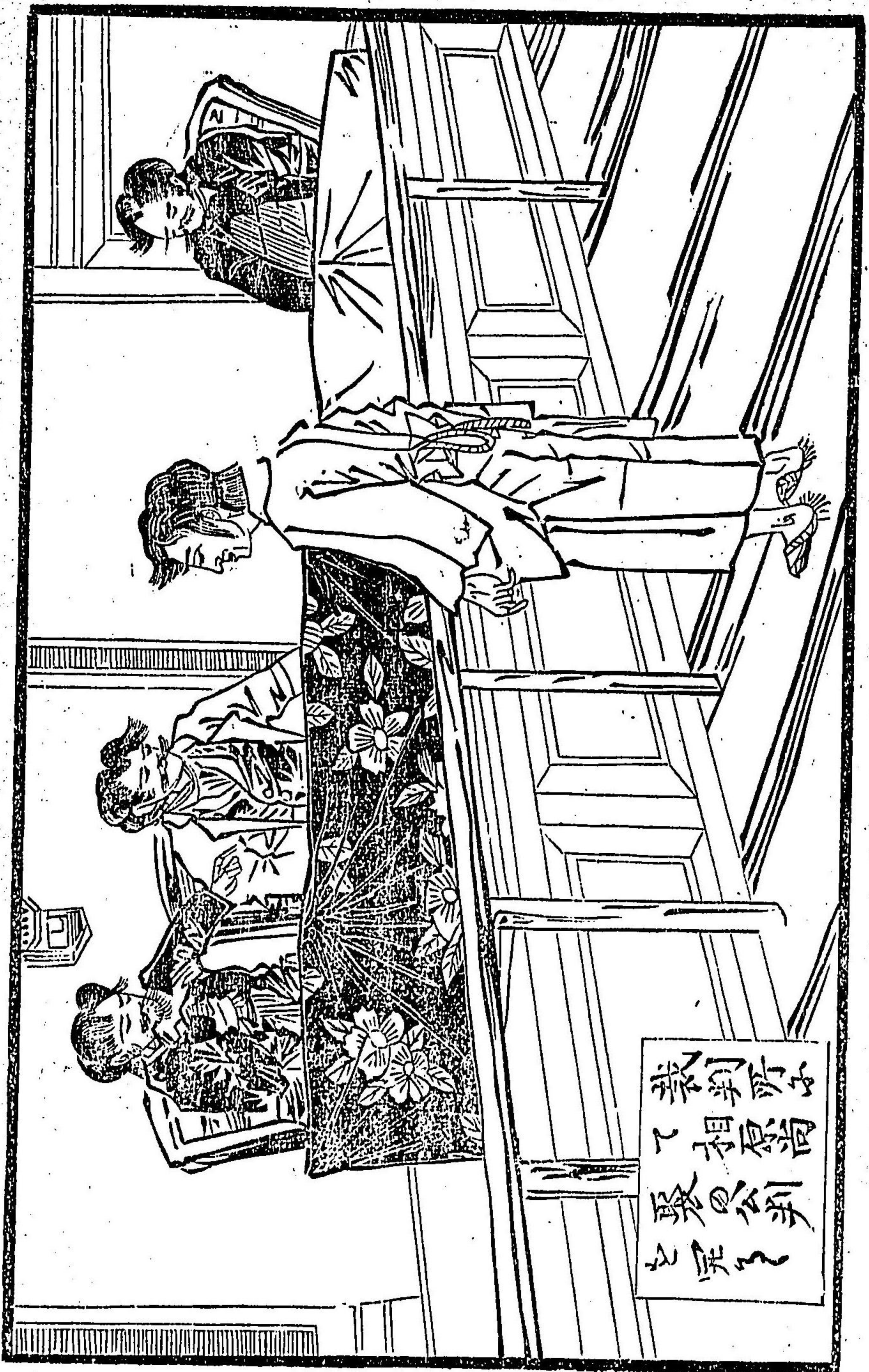
じその徒片岡健吉等をして再びまた國會開設の事を請願せしむる等その爲すところの事跡  
 行ふ處の操履につき熱々これを願望回想すれば抑々是れは決してまた勤王忠愛を主とし心  
 誠にて朝廷を庇補匡正せんとはがる人にあらざ全く徒らに自己の不平心よりその鬱憤を漏さ  
 んとして自由の主義を假り變亂これ煽し交争自ら喜ぶの禍心を包藏せる奸雄なりと思惟せ  
 しに夫の人にして然かも自由政黨を組織し世道人心をして自由の極端に趣かしむるの傾き  
 を生じ人民舉て板垣を篤信しまた王室の尊崇を忘るゝがごとき形勢に至らんとす若し夫  
 れ板垣退助にして永世上に立ち急進黨論の主義にして深く民心を結ぶに於ては必らず國體  
 を變換し政府を顛覆するの不測慘禍を醸すべしと憂慮し其黨魁主唱と自指する板垣退助を  
 斃せば黨衆自ら殺潰急激勢を減じ將來の禍害を未萌に防ぎ得べきに付邦家の爲 何時か此  
 事を舉行せざるべからざると狹隘偏陋の感情より斯る悲憤の想像を起し筋かに獨り暗殺兇  
 行の秘謀を蓄へ居たる處本年二月の末板垣退助が地方の招待に應じ名古屋に來り夫より岐  
 阜に趣き懇親會に臨むとの事を聞知したるより此機會に乗じ斷然身命を抛ち兼て思念せし  
 刺殺の事を實行せんとて三月廿九日より病ひと稱し寓居に引籠り刺殺舉行の方略等を考慮  
 せんと同三十一日に至り愈々決心を極め同勤服部幹樹吉田江門の兩人に宛たる書面を遣は  
 し置さ之に其父母並に弟妹に與ふる訣別の遺書一通を托し同四月一日横須賀村を出て名古屋  
 屋に至り尾頭町古道具商山田伊彌方に於て兇行の用に供する短刀を買求め尙岐阜懇親會の  
 日取等を聞合せ同四日岐阜縣美濃國厚見郡岐阜町に來り時機を見合せ會場に臨む前一たび  
 板垣に面接し親く政論の主義を問問せんとして面會を請たれども遂にその事を果さず同  
 六日同地富茂登村神道中教院に於て開きたる自由黨懇親會に臨席し面前板垣等の演説を聽

益々感憤の情を發し始終刺殺の機會を待居たる所同午後六時過ぎ板垣退助は既に會場を  
 立ち歸館せんとするの形況を見て一步先に立ちかき板垣出來るに付添ひ玄關を降る三四歩  
 の所に至り兼て懐中せる短刀を抜き將來の賊と呼はり板垣の胸部を目ざして二ヶ所を指し  
 被害者のこれを抗拒せる機に其右手に三ヶ所左手に一ヶ所面部に一ヶ所合せて七ヶ所劍傷  
 を蒙らしめ尙兇行を遂んとする際内藤魯一後藤秀一等の阻當救護する處となりその場にお  
 いて直ちに逮捕に就たり而して醫師の鑑定に由ば被害者の負傷は致命の劇場にあらざ爾後  
 危険の症候を現せざるへしと云ひ現今に至つては殆ど全癒に至るを以て被告の所爲は謀殺  
 を行ひ其目的を遂ざりしものにて且其の情狀を見るに被害者に對し私しの怨恨を懷きしに  
 あらざ全た政論反對の感想より板垣退助の擴張せる主義総理せる黨派を一意に禍害變  
 亂を醸生すべしと妄測し之を斃して其害源を塞がんと誤認し遂に此のごとき非擧を企て無  
 上の兇行を逞うせしものと思考せらる而して本件は實に現行犯の顯著あるものに係るを以  
 つて其兇行の事實に關しては第一被告人が遺したる訣別の手翰第二現場に於て差押へたる  
 兇行の短刀第三被害者の着せし刀痕ある白(シャツ)胸當第四岐阜縣警部補山崎正が作りた  
 る檢證調書第五醫員の鑑定書第六見證人内藤魯一等數名の證第七被告人隨意の自狀確實の  
 辯憑を具備せるを以て此犯罪には刑法第二百九十二條 謀めて人を殺したるものは謀殺  
 の罪を爲し此刑に處す同第十條罪を犯さんとして己に其事を行ふといへども犯人意外の障  
 礙若くは失錯等に因り未だ遂ざるときは正に遂たる者の刑に一等又は二等を減せ同第十三  
 條重罪を犯さんとして未だ遂ざるときは前條の例に照し處断すとのあるを適用し死刑より減等  
 處罰すべきものなりとす且本件に付明治十五年五月五日岐阜縣警部判所豫審係り判事補藤

四 山成教に於て被告人は謀殺未遂犯の罪證明確なりと爲し岐阜重罪裁判所に移すの云渡しを  
手続きを申立せし事又未だ之を問ひ證據物取調べの前に一應尋問ありたしと請求す(判)  
いま檢事の請求する廉を申立よ(被)四月四日朝六時頃名古屋西魚町旅人宿湯井かぬ方を立  
出で人力車にて批把島清洲を経て一ノ宮に車を乗かへ北方笠松を経て岐阜に至りしは午後  
一時頃なりさ直に懇親會場の時日を探ねんため兼て名古屋石坂會社に聞置し當地の春陽會  
に至り問合せたれども分らぬ又岩田徳義の宅を訪ひ家來らしき人に尋ねたれば主人他行中  
の由にて該會の事は當地玉井屋方に自由黨の人々集まり居れば彼方へ参り問合されよと致  
へらるよつて玉井屋へ至りしに自由黨事務所といふ掛札の席へ案内せり爰に於て村山照吉  
藤吉某伊東一藏大野良治渡邊源太郎などいふ者に面會し懇親會場并に開會の時日を問ひ贊  
成員として臨席を乞しにこれを許せしゆ金一圓に切符を買とり黄昏に及びたれど未だ旅  
宿を定めざる赴きを話せし處全夜に止宿するやう周旋致しくれし此時池田豐志智に面會し  
黨員の人々は各々寓所に歸り去り玉井屋に残りしは村山渡邊と自分のみなり村山は別室に  
臥し自分は渡邊と全室に臥せり五日午前十一時頃玉井屋うちの新聞縦覽所にて新聞を閲し  
又自由黨の席にて黨員と談話し正午喫飯の後上今町安藤重平方へ宿を替へざるなく岐阜の  
市街を徘徊し玉井屋へゆき板垣氏を尋ねしにまだ來着せざるの由なれば再び歩を轉じ伊奈  
波に至り感慨の切なるより屢々歎息を發するにありて人の嫌疑を受んとを恐れ懼を散せん  
か爲國富座に入り芝居を見物し午後十時すぎ歸宿して寢に就く六日早朝より玉井屋に至り  
岩田徳義に面會して板垣氏に面謁を請はんため自分の名刺を預けおきたるに來客多きを  
つて面會するを得漸々正午すぎに及びしゆ多総理に後刻會場にて面謁を請ふべしと岩  
田に云置き旅宿に歸り喫飯して午後二時會場なる中教院へ往き會場へ板垣が臨むには座敷  
の中央に上面して坐す筈なりしゆ自分同坐南側西寄の所に北面して坐しぬるに午後  
三時板垣が臨むに際して其設けの席を改め東寄の所に坐すとになり自分の席とは大に遠隔  
したれば演説を聴き素志を達するに便ならぬと思ひ轉じて東の二行目に坐し又轉じて南側  
第一行の境に坐を占めたり西隣に坐せしは小倉英之東隣は池田豐志智なり座定まる時村山  
照吉を始め一兩人祝詞を述べ次に板垣が演説を爲すにつき自分は一心に聞をれり次に内藤  
魯一演説を爲す是亦注意して聞たり此演説前板垣は一度厠にゆきたるが其節は僅か兩人に  
案内せしかば事を行ふの好き機會なりと後にて考へ自分尋て厠にゆき摸樣をみてかへり  
がけ板垣の背後を通り脊より刺んと思ひたれど頸に何にか衣をまとひをりて咽を刺し便な  
らむ脊より刺すの卑劣なり又眞綿の入りたる衣類を着しをりて仕損せしと躊躇して果  
さず暫時にして共進社員外にたの者四五名は何か小室信助に談じて退場せり其後竹内綱は  
己の演説するはづなれど明日の都合あれば本日は演説をなさず且板垣氏は是より歸館せ  
らるべし見送りの爲各員の座をたつはよろしからずまで自分はさうとて板垣の退場は午後  
十時頃にもなるべしと思ひしに斯早く退場しては折角の計畫も水泡に属せんことを恐れこの  
機會失ふべからずと思ひ座を立て玄關に出板垣の來たるを待受ける間もなく出來り玄關の  
階にて靴を穿ち下りゆくとき自分は懷中せし短刀を右手にて抜に便なるため板垣の右に  
添ひ三四歩して短刀を懷中にて抜き直に板垣の二の腕をさらへ將來の賊とよび右手にて刺  
し反返さんとする脛を蹴て其倒るゝ上へ乗かけ諸手をもつて割らんとと思ひしとき何んかし

つて面會するを得漸々正午すぎに及びしゆ多総理に後刻會場にて面謁を請ふべしと岩  
田に云置き旅宿に歸り喫飯して午後二時會場なる中教院へ往き會場へ板垣が臨むには座敷  
の中央に上面して坐す筈なりしゆ自分同坐南側西寄の所に北面して坐しぬるに午後  
三時板垣が臨むに際して其設けの席を改め東寄の所に坐すとになり自分の席とは大に遠隔  
したれば演説を聴き素志を達するに便ならぬと思ひ轉じて東の二行目に坐し又轉じて南側  
第一行の境に坐を占めたり西隣に坐せしは小倉英之東隣は池田豐志智なり座定まる時村山  
照吉を始め一兩人祝詞を述べ次に板垣が演説を爲すにつき自分は一心に聞をれり次に内藤  
魯一演説を爲す是亦注意して聞たり此演説前板垣は一度厠にゆきたるが其節は僅か兩人に  
案内せしかば事を行ふの好き機會なりと後にて考へ自分尋て厠にゆき摸樣をみてかへり  
がけ板垣の背後を通り脊より刺んと思ひたれど頸に何にか衣をまとひをりて咽を刺し便な  
らむ脊より刺すの卑劣なり又眞綿の入りたる衣類を着しをりて仕損せしと躊躇して果  
さず暫時にして共進社員外にたの者四五名は何か小室信助に談じて退場せり其後竹内綱は  
己の演説するはづなれど明日の都合あれば本日は演説をなさず且板垣氏は是より歸館せ  
らるべし見送りの爲各員の座をたつはよろしからずまで自分はさうとて板垣の退場は午後  
十時頃にもなるべしと思ひしに斯早く退場しては折角の計畫も水泡に属せんことを恐れこの  
機會失ふべからずと思ひ座を立て玄關に出板垣の來たるを待受ける間もなく出來り玄關の  
階にて靴を穿ち下りゆくとき自分は懷中せし短刀を右手にて抜に便なるため板垣の右に  
添ひ三四歩して短刀を懷中にて抜き直に板垣の二の腕をさらへ將來の賊とよび右手にて刺  
し反返さんとする脛を蹴て其倒るゝ上へ乗かけ諸手をもつて割らんとと思ひしとき何んかし

四らき背後より自分の頭部を強撃せしため一時眩暈をのさめたる時は己の身は五六間を他方  
 二に倒れをれり是また何人に投られしやしらき但し板垣を刺たるとき何故ぞといひたる聲せ  
 り板垣のいひしか但し他人がいひし言か覺ぬき又板垣は其時手を以て自分の刀を支へしは  
 武道に達したる人とは思はれざるなり夫より出張の巡査に拘引せられ岐阜警察に至れり  
 (判)板垣を殺害せねばならぬと思ひ込し大衆の主意を申立よ(被)其主意に三條ありて之を  
 けんごにしたるもの又三條あり故にまづ最初の三條を申立べし第一は板垣は國家を愛する  
 情なし王室に忠を盡すの念なし維新の際には王室に忠なりしが故高位高官にも擧られしな  
 るが其後の勤王の志ざし厚しとはいひがたし然らば平凡の者より却つて其害を國家に及す甚  
 だしとす同人は六年の冬退職しいまだ二ヶ月ならざるに民選議院設立の建白をなしたりも  
 し眞に國家を愛するものならば在職中に爲すべきものなり然らざして退職の後かゝる建白  
 を爲せしは彼の征韓論の容られざる不平心より出でたるものと考へらるるれ民選議院の設  
 立は國家の一大變革ともいふべきものなれば充分に民情を視察して後其建白を爲すべきに  
 其民情を視察する時日もなき僅か二ヶ月の後にこれを爲せしは國家に忠ならきして全く不  
 平心から出たるに相違なし第二板垣は明治十年西南の役に際し國會開設を政府に促がした  
 りき眞に民情を熟察して國會を開設せざるべからざるの事情ありとせば右西南軍役の起ら  
 ざる以前か又は鎮靜の後ゆる／＼と申立るところを本意なれ又自ら出京せせ片岡健吉等を  
 派して其建白をなさしめたるは朝廷多忙の際に乗じその弱さに附こみたる手段なるべくこ  
 れ已れが不平心より出でたる處にて憎むべき仕方なり(判)半途ながら問はん板垣が片岡健  
 吉等をして國會開設の建白を爲さしめたりとは何に由て認めたる(被)諸新聞紙並びに世上



四の取沙汰に承知せり第三自由黨員は多く過激暴慢の徒にして仕官をやめたる武人新聞社員及び新聞社に關係せし者少しく洋籍を解し得たる少年輩及び無智の百姓等なり故に自由權の理の之を談ざるに當ては板垣を本尊のごとく尊み自由の二字は殆んど板垣が私有物となりしがごときなるもその黨員は只勢ひに雷同せし者なれば自由の眞理を知らず只歐米自由の國に倣はんぞ斯申す自分も自由の眞理を辨明するを得ざれども露國の虛無黨のごとくにあらざるよりは自由黨の唱ふる處を以て眞の自由とするものなかるべし又一の官令一の規則を發せらるゝ毎に其黨員は種々に非難し君國の民たるべき義務の何れにあるをしるもの少く日本に板垣あるを知て天皇おはしますことを忘れせしがごとし又人の思想は法律を得て制すべからざるものなれば折にふれ事に託して政府官吏を誹謗するものあり其官吏の怠りはこれを責るも可なれど彼は國家のために之を責るにあらざして己れが官吏たりし時の榮花を忘れがたく自由を唱へて安りに政府の信用を人民に失はしめんとするの手段なり又板垣は少年無識の輩を煽動して己れが勢力を張らんとす現に愛知交親社のごときは提灯と鑑札とを社員に與へ自由政府となる時は銘々へ俸祿を賜ふなど云觸すよし板垣は斯名望ある人にて又斯國家に害ある人なりと思ひしゆあ殺さざればあらざとの念を起し同人を斃しなば他の黨員は自ら瓦解すべしと考へたり右の譯なれども新聞雜誌及び世の風説にも万一誤りなきを係しがたし若自分が聞こみたる事と違ひ板垣にして眞の自由を唱ふる人ならば刀を抛ちて謝せんと心の組なりしが故に同黨の舉動を實地に目撃しまた親しく同人の演説をきき精神のある處を知らんと思ひしなり是横須賀を發する目的にして自ら懇親會に陪したる所以なり(判)次の三ヶ條を申立よ(被)次の三ヶ條の第一は板垣が懇親會にての演説

は大陽の求心力と遠心力とに比較し今の政府は干渉甚ければ其極終に壓制を施すに至る然れば自由といふものは得られまじとの意なり其説激ならざして激なる意を含み少年輩の腦漿に染込むがごとき説き方にて背面より政府を恨ましめんとするの辨説は流石名士だけありて驚き入たり然るに日本人民たる者は第一に王室を尊むべきことを説ざるべからざるに其説く處一言も王室に及ばざ巧みに政府を怨望せしめんとて其事物は指さざるも集會條例新聞條例議院出版條例等を暗に干渉壓制なりとする演説を爲せしハ國家を害するものといはざるを得ず又右の演説は其口より出て自分の耳に入たるものなれば肥臆して忘れざるとに自分が一身を決したるときとなれば恐らくは誤りなかるべしこれ自分が板垣を殺害せんとせし現場の第一點なり第二内藤魯一の演説は政略論といふ題にて明治六年は板垣が政をする時の政府なりしが其職を退きし後即ち明治六年後に至つては政府が公議をとりざる多し又八年の聖詔は板垣が起草なり其文中漸次の文字記入の可否を木戸顧問と辨論せしとありしが終に木戸の説のごとく漸次の二字を記入する事となれり故に板垣の大いにこれを遺憾とせられしが此事を聞き誤まりしにや世に板垣を以て漸進主義を取るものなりといふ人もあれど決して左にあらざ又政府の如き漸進を主義とするにあらざ云々と述べたり然るに右木戸板垣両氏が漸進の字論のごとき板垣が野に退きしとはいへども魯一などに話すといふ政府の機密を洩すといふものにて魯一も又これを公衆に吹聴すべきものなるにあらざ此説もし虚妄ならば傍にある板垣は魯一の言を取けすべき筈なるに黙して聽きなし百名以上も集りたる會場にて斯のごときことを告れば會員激して怒ち斯々のとありし

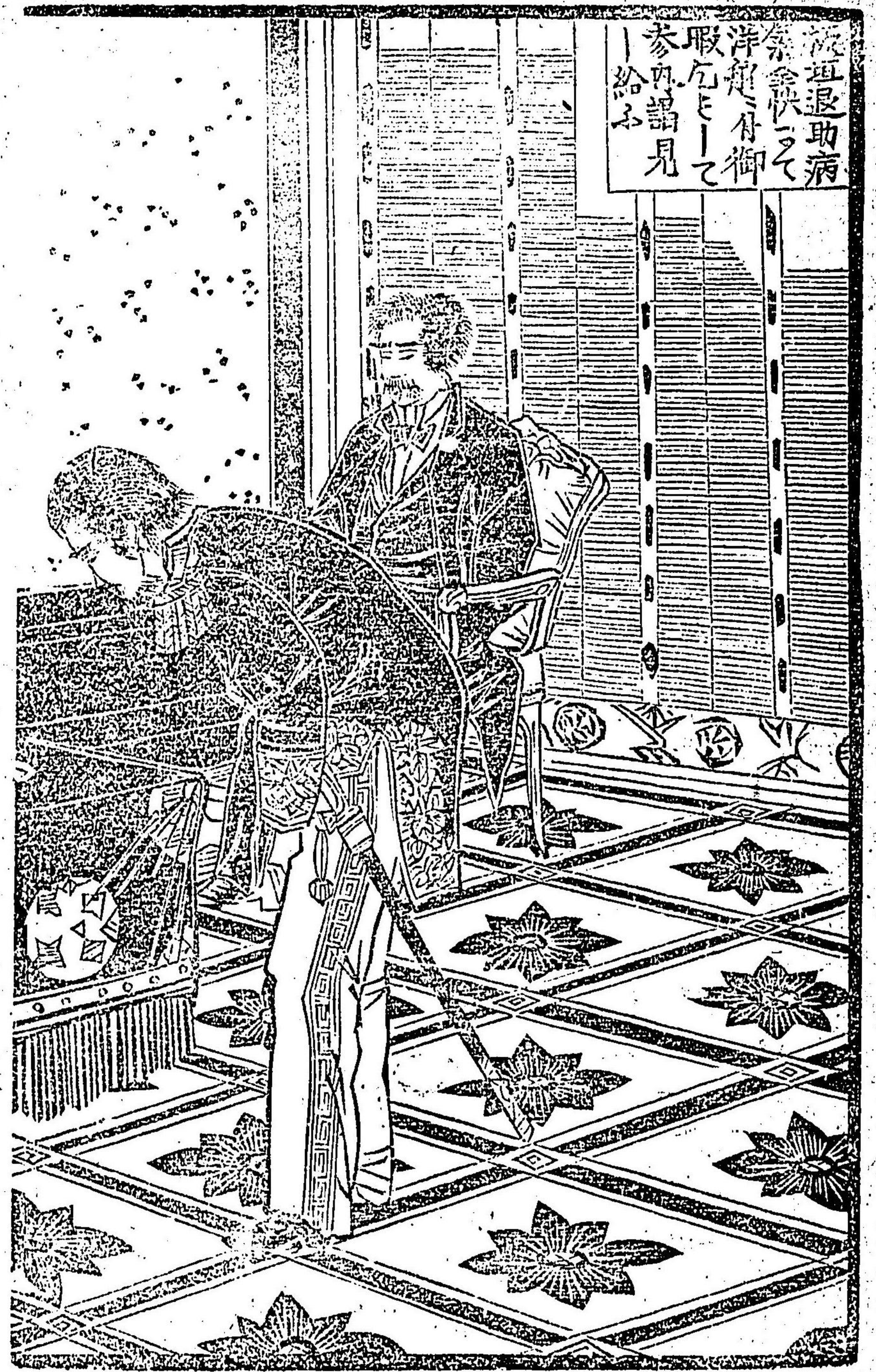
四と百人につげ終に政府を悪さまに譏るやうに成行べし此時自分は憤怒のやるかたなく直ちに飛懸らんと思ひしが稠人中れば事を仕遂る能ふまじと思ひかへし腕を振つて扣へをれ  
六十第三は同じく魯一が演說中昨年十月十二日の聖詔の文に國典に處す云々と有ども天子の仰せなくとも國法に背く者の罰せらるるは當然のとなり豈是らの無用文字を挿さむを要せんやなと聖詔に對し奉りて不敬のを發したりき且民間には充分參政の智識を有する者ありて實に廿三年を待て遠きなと自由黨中に錚々たる魯一にして斯のごとき言論を吐き板垣も又これを制せざるを見れば同黨は殆ど我が皇統を絶さんと謀る者のごとき思はる斯る徒をして萬一勢力を得せしめなばかの北條高時足利尊氏のごとき所業をなさん計るべからざしかる時は又楠氏のごとき忠臣出て此徒を撲滅するに盡力すべしと雖も天子の慮器を擁せられんとを思へば實に憂憤に堪ざるなり此三ヶ條は現場において實檢せしものなるが果して前に述べたる三ヶ條と符合せる故に總理たる板垣を激しなば自由黨は自然と解散し不平の爲め一時同黨に入り自由の名を假りたるものは自然と悔悟すべし板垣こそ眞に憎むべき者なりと考へ一身を抛ち國家に報ざるは此時なりと決心し斯る始末に及びたれど自分か平素武術に長せざるが爲かまたは板垣が運の強かりしが爲か素志を果し得ざりしは實に遺憾なり今日事を遂せしめて此法庭を開かれたる上は傍聽人に對しては面目なき次第なれど其主意をいはずして休みなんも口惜ければ斯は申述るなり但し專を仕遂る時は板垣が首級を携へ警察署に自首し法律に觸しただけの刑罰を甘んじて受る積りなりし是決心の大意なり(判)決別書は其方が決心の書なり依て一應讀上べしとて書記をして之を朗讀せしむ此時檢事は世に尙聚と志しを同する者ありしも計りがたく又此大事を行ふには單獨に

てはあるまじとの疑がひある處を訊問ありたしと述べ(判)只今檢事の請求せし處を申立よ(被)自分の考へにては世に自分と同志の者もあるべしと思へど此事を行なふに當り決して其に謀りし者なし我前參議たりし人々にて現今政治に心を用ゆる者は板垣のみ餘ハ西郷前原江藤等のごとき者にて皆反旗をひるがへして斃れたり然るに若し西郷にまれ江藤にまれ其反旗を擧げざる前に自分のごとき者の手に殺されたりとて憐れまるべし又多く國庫の貨幣を費やすことには老却つて一書生のために殺されたりとて憐れまるべし又多く國庫の貨幣を費やすことにも至るまじこれ國家の爲に大害を未萌に防ぐの手段といふべし自分が認むる處にては板垣は既に害心ある者と察し早晚反旗を擧る人たるを知れり夫故にこそ前述の目的を以て此事を擧行したれ然れども自分は學識なく筆舌を以て板垣を誣伏するの力なれば已むを得ず腕力に訴へて此事を行ひしが若し自分にして筆戰若くは舌戰を能する者なりせば飽まで板垣と辨論し其邪說をとき破るべきに自分が智識の足らざるが爲め故らに詐偽をもちて同黨に近寄り低頭して假りに同黨に加はりたる者と見せたるなど前後の舉動において卑劣を極めたれと事の成否を期するの己むを得ざる手段に出たるものなり自分も知る者なれば今暫く壯烈なる術を用ゐたく思ひたれど同謀者なきゆゑに斯卑劣にも欺し討に等しき所行を爲したりこれ同謀者なき證なり尙御不審の處あれば御垂問あれ(檢)現場に同謀者なかりしとは今の申立にて明瞭なれど他に教唆誘導せし者はなきや訊問ありたし(判)檢事の請求に四答へよ(被)御訊問なれど一命を抛ちてなすべしとは決して教唆誘導の爲に爲し能はざる處なり由てこの擧に就ては他に教唆などせし者なし(判)此目前の證據物につき意見あらば申立よ(被)短刀及決別書の相違なし但し胸當は惜かに板垣のものなるか其邊はしらす當時板



四 垣が上に着せしハ臘虎皮の衣類と見しやでにて其胸當は見ざりし様に覺ゆ且疵は少々高き  
庭し引つゞき明朝事實の辨論豫審調書を讀聞すべしと命を其時に午後三時四十一分一同退  
庭せり翌六月廿七日午前九時廿分開庭判事以下前日のごとく着席して被告人及び辨護人を  
呼入れらる(判)本日は検視醫醫案豫審の調書を讀聽すべしとて書記に命じて山崎警部の作  
られたる檢證調書と西川病院副長の診斷を朗讀せしめ且四月廿八日診斷に由ば被害者の疵  
所は殆んど全癒せしものととなり被告に於て左様心得べしとのべ又次に檢事の訊問調書三通  
豫審の調書六通其正誤一通と外に尙聚父仙友の申立書を朗讀せり(判)右書類につき申立る  
ところらば逐一のべよ(被)右書類につき申立るとなし但し山崎警部の探偵書に自分の母は繼  
母なるが故に家内睦しからず依て放蕩して尾張三河を彷徨せりしかくどあるは誤りたり  
自分の母は繼母に相違なければ元與女中を勤めし者にて世間の繼母の類にあらざる實母にと  
ならざる者なり 聊母のために一言するのみ然れども公判に於てはとらざる別に申立るとな  
ければ是にて證據書類の取調べ了り今より事實の辨論をへじむべしとつぐ此時檢事曰く該  
案は著明なる現行犯にて被告人は直ちに縛につき見置人も又數名あり實に裁判例に於ても  
稀に見る處の確乎たる犯罪の件なり又檢事並に豫審の取調べ及び公判席に於ても原因豫謀  
決意行兇の撲標等明瞭に申立たる上へもはや當職が事新らしく辨論するヶ條なし但公訴狀  
を復讀するにいたれども其緊要の點のみを簡單に擧べし第一被告人の精神は錯亂せしとな  
さや第二板垣を死殺する目的なりしや第三此行兇は豫謀に出しや第四政治上の感覺心に起  
り一己の私怨にあらざりしや第五全く共謀者あらざるやの五點なり而して第一點は被告の

血統に瘋癲ありしを聞き世人の目して狂人なりと評するに拘はらる被告は狂と呼ぶを愧  
るに似たり其他の所爲に於ても精神の確なるハ明瞭なり第二點は父母等への訣別書に板垣  
を殺すと明文あり任意の自決に於ても同様なれば此點も明瞭なり此三點は被告人の 供述  
に依れば親しく其精神の議論を聞き板垣は眞の自由を唱ふる人なれば刀を抛つて其始末を  
板垣の面前に訴ふべき筈なりしと云へば豫謀の謀りし者にあらずして懇親會場にはじめて  
殺意を起したるかとの疑ひあるやも圖られざるを恐る決してしからる被告の決意は己に訣別  
書に明文あり名古屋にて短刀を購求したるにて明瞭なり親しく板垣の言論を聞かんとする  
は決心のうへ決心といふべくして懇親會場に於て始めて決心せしものに非ると疑ひを容る  
べからる第五點は行兇人殺兇人が是まで一度も面會せしとなく板垣も更に知らざるといへば  
一己の私怨等にはあらず全く政治上の感覺より發したると明瞭にて殆んど國事犯に似たる  
ものなり第五點は被告人に於てはなほ緊要の點に非ざるといへども本職は公益を保護する  
の点より聊か辨せざるべからる此は世間に於ても決して單獨の所爲にあらざるべしなと風  
評し甚しきは共謀者のその嫌疑の點は漸次消滅し遂に無罪放免となり今日に至つては本  
職もまた共謀者なきを信せ茲に又公益保護上より一言せざるを得ざる事あり此所爲は通常  
の謀殺未遂犯なれども被害者の地位は自由黨総理にして方今の世間は政黨の競争はなほだ  
しき時なり又被告人も板垣の一身を目的とするにあらざりて該政黨にあり故に國事犯の性  
質ありと謂ふも可なり直接に被害者に與へたる苦痛は何れの謀殺におけるも亦同じけれど  
九る寧ろ間接に世間に與へたるの害は政黨の軋轉等に滲透の殺氣を負ひ政治上の論議は一變  
して讒謗となり再變して腕力とならんとす斯のごとき形勢は被告の此事より起る結果なり



流垣退助病  
余余快之  
洋起骨御  
暇心見  
一給不

五 又政府に危懼を抱かしめ人民に暗殺は得策なり政黨などには最も善きものなりと思はし  
十 實に此件は公衆に對し無量の害を萌さしめ暴はますく暴に至るを養生せんと思はし  
二 公訴狀の餘意を述ぶるに過ぎざり此外事實については辨論するとなし(判)今餘事の陳述につ  
き申立るとあらば申立よ(被)檢官か公訴狀の餘意として述べられたることは自分も已に檻内  
において左めあるべしと考へたり國家を愛するを爲し却つて國家に害を興ふるはこれ全  
く板垣を斃し了らざるが故なり自分は斃し得ざるを恨み世人に危懼の念を抱かしむ是等の  
罪みな被告の一身に集れり被告は死刑に處せらるゝも毫も悔ゆる處なし唯彼を斃さざれば  
早晚反旗を擧ぐるのどさあらん今となりてはその早く斃さざりしを怨むのみ被告は從容と  
して死に就くを殊するものなり其他檢事の陳述につき申立るとなし(判)辨護人に於て申立  
るとあらば申立よ時に辨護人寺嶋辨二郎起て曰く檢官の五点を擧られたるうち第三点の外  
申立るとなし第三点につき意見あり檢官は父母弟妹へ遺書及び短刀購求を以て豫謀なり決  
意なりと述べられたれどもこれ眞の決意にあらざる尙意思の往來中なり何となれば一面識なき  
板垣なれば面會のうへ親しく其言論を聞き氏にして眞の自由家なれば刀を抛うつて面前に  
謝すべしとの意なり然るに彼等の演説を聞いて感情を起し其熱情を抑ゆる能はざるより爲せ  
しとなれば是は故殺所爲といふべし又檢官の述べられたる餘意を駁すべしとの事について  
は今日は被告の辨護人なれば勢ひ自由黨員に觸るゝ語氣あるやむ計りがたし決して讒謗は  
せざれども是己を得ざるとなり故に前以て裁判長以下傍聽人諸君へ断り置なり先尙聚が  
性質より述んどこれより警部巡査の探偵書及び尙聚父友仙の申立書中性質に係る毎項を提  
起して又曰く被告人は如是き性質なり則ち温順謹直の者なりと云ふる決して辨護人の過

言にあらざり此性質にて此暴事あるは痛惜に堪へざるなり之に反して自由黨の池田豐志智を  
縛するの景況を見るべし辨護人は實況を見せといへども暇日々新聞の辨妄によつて明ら  
かなりまた當時池田と同席にありし中村實速(則ち此傍聽席にあり)に對してぐまぐま  
れば引立ると殺して仕舞へと云ひしとありこれ劇暴にあらざりて又同業の田島鹿之助の  
でとさ玉井屋の一室に拘留せられ請書を取らるゝ如き又は共進社の鍵谷龍男に對し該黨は  
自分に(腕まくり連中)と云へり鍵谷も玉井屋に閉籠められ或る一人は足を掲げて鍵谷の横  
腹を蹴たり實に湯一ぱい水一ぱいを興へせし深夜に至らしむ自由黨は己れ自由なれば人  
は不自由にては構はぬものか檢事は世間云々と述らるゝ故辨護人も輿論をもつて證を立べ  
し現に有名なる東京の法律雜誌において該黨は司法警察の職權を犯したりと論せり東京  
日々新聞板垣氏に擬したるは尙聚なり間接にこれが因をなしたるは彼少年輩なりといへり  
明治日報にも云々とありこれ輿論なり尙聚が此所爲は却つて該黨に幾分か戒心を興へ護る  
べしと存ぞ板垣氏の來りたる時岐阜の人民は何と云ひしか「綾小路が又來た天一坊の御止  
宿所なり」と風評せり板垣は名士にもせよ法律上に於ては等しく一人なり此外に申立ると  
なし(檢)辨護人は被告に減等の情ある口氣なれども社會に對し通常の謀殺と異なり世間に  
實惡を興ふるに實に甚だしとす此とに付ては別に辨論を用ひざり裁判長の明判にゆづる(判)  
尙申立るとありや(辨)最はや述るとなし(判)事實の辨論は是にて終れり刑の適用は如何  
五(檢)刑の適用は己に公訴狀にあり刑法第二百九十二條 豫め謀りて人を殺したる者云々第  
三百十二條云々犯人意外の障礙若くは失錯により未だ遂ざる時は一等又ハ二等を減せ第百十  
三條重罪を犯さんとして未だ遂ざる者は云々に依るものとす其減等の一等ハ二等ハ裁判

長に任ぜ(判)刑の適用につき意見あらば申述よ(裁)述べさとなし(辨)被告の所爲の故發なり刑法第二百九十四條故意を以て人を殺す云々によるものとす其未遂犯の廉は檢事の意見と同じ且酌量すべき情あり第八十九條第九十條に依本刑に二等を減じ所斷あらんとを乞ふ(判)此他申立べきとなさか一同申立るとなしと答ふ(判)総ての辨論は茲に終結せり明朝公判を云渡すべしと退廳を命ず時に午後一時なり翌六月廿八日正午十二時三十分公庭を開き裁判長は被告へ左之通り宣告せられたり「愛知縣尾張國愛知郡田代村士族相原友仙長男相原尙聚被告相原尙聚に對する謀殺未遂事件豫審の云渡しに因り檢事の公訴を受理し檢事與宮正治被告人及び辯護人寺島辨次郎出廳のうへ審理を遂る處被告人は近年世上民權自由の說を唱へ暴慢激激の徒ありて終に王室を蔑視するに至らんと明治十三年の頃より深くこれを感じ居たるに明治十四年十月十二日の聖詔により國是己に定りたるも尙自由急進の風潮日に甚だしく夫の自由黨のごとき動すれば政府に激昂するの言論に涉り自由を濫用して王室の尊崇を忘るゝがごとき情勢に傾何せんごす夫れ斯のごとき主義をして沉々民心に感染せしめば遂には社會の秩序を紊亂し我邦固有の國體を損壞し不測の禍害を醸生するに至らんと非常の感想を起し獨り傍にこれを痛歎するの餘其熱唱主と目指する板垣退助を斃さば黨衆自から潰散し將來の禍害を未萌に防ぐの良策ならんと固執し遂に同人を刺殺すべしと決定し名古屋尾張町山田伊藏方に於て買得たる短刀を懐にし故らに明治十五年四月六日岐阜縣美濃國厚見郡富茂登村神道中教院に開きたる自由黨懇親會に臨席し無意の軀にて板垣退助等の演説を聞き其時機を暇ひ居るに幸ひに昏昏前退席するに際し敬送の軀を示し玄關を降るや否や携ふ處の短刀を以て退助の胸部其他數ヶ所に創傷を負せ猶兇行

を遂げんとする際内藤魯一後藤秀一等の阻碍救護する處なり殺害を果さざりしとは被告人任意の自狀其父母弟妹に與ふる訣別の遺書現場にて取上たる短刀被害者の着せし血痕のあつたシャツ胸當警部補山崎正が作りたる檢證書醫員の診斷鑑定書見證人の陳述書等證據を明白にして其所爲即ち謀殺未遂罪なり之を法律に照すに刑法第二百九十二條豫め謀て人を殺したる者は謀殺の罪となし死刑に處す同第百二十二條罪を犯さんと謀つて已に其事を行ふといへども犯人意知の障礙若くは失錯により未だ遂ざるときは己に遂たる者の刑に一等又は二等を減す同第百十三條罪を犯さんとして未だ遂ざるものは前條の例に照し處斷すとのるにより死刑より一等を減じ無期徒刑に處す但し犯罪の用に供したる短刀は沒收す」右にて相原の處刑濟同人は後北海道樺戸の集治檻へ護送されたり臆自由を斷んとして其身自由を斷つ其精神や嘉すべき其愚や笑ふべし斯て板垣君なほ自由改進黨の道を擴張せんと正四位後藤象次郎正六位今村和郎君と俱に佛國へ向け洋行されしは維明治十五年十一月十一日の事なり是よりして自由は日を追ひ進み改進黨は月に歩を迅くす國家の榮思ふべしと聊か板垣君が遭難の頓末を書して章榮婦女子に知らするの便となしぬ (大尾)

明治廿二年一月十日印刷

全 年一月十四日出版

大阪府東區今橋二丁目廿六番地

出版人兼 赤松市太郎

大阪東區平野町二丁目十一番地  
自由堂

印刷者 山上貞二郎

大阪心齋橋北詰四番地

發賣所 駿々堂本店

特 10

476

205025-000-6

特10-476

板垣君近世紀聞

中島 市平/編

M22

EDV-0017

